

島根原子力発電所 2号炉 津波による損傷の防止

指摘6「漂流物衝突荷重の設定方針」

(コメント回答)

令和3年 1月
中国電力株式会社

審査会合における指摘事項

No.	審査会合日	指摘事項の内容	回答頁
13	H31.2.26	・道路橋示方書による漂流物衝突荷重の算定の妥当性について、工学的な判断に基づいた根拠を提示して説明すること。	P.67
45	R元.6.27	・漂流物の衝突荷重算定式の選定方針については、津波の特性（流向、流速等）、漂流物の配置位置及び対象漂流物の種類等を踏まえて各算定式の適用性を評価し、その評価プロセスを含めて説明すること。	P.51～ 60,67
120	R2.9.3	発電所近傍を航行又は操業する漁船について、航行不能となる事象想定を除外できる根拠を先行サイトの考え方も踏まえて説明し、想定不要の蓋然性を説明できないのであれば漂流物として評価して説明すること。	P.7～50
121	R2.9.3	漁船を漂流物とする場合は、防波壁への到達可能性を評価した上で、漂流物衝突荷重による防波壁への影響及び構造成立性を説明すること。また、構造成立性への影響が否定できない場合は、漂流物による影響の防止又は緩和について、設計又は運用等による能動的な対応方針を説明すること。	P.61～ 67
122	R2.9.3	漂流物到達可能性及び防波壁への影響について、日本海東縁部を波源とする津波と海域活断層を波源とするそれぞれに対して評価する方針であるため、それぞれの評価が明確となるよう説明すること。また、防波壁への影響については、海域活断層を波源とする津波による漂流物衝突荷重が防波壁（波返重力擁壁）のケーソン部に作用することを踏まえて説明すること。	P.15,23 ～ 44,61

審査会合における指摘事項

No.	審査会合日	指摘事項の内容	回答頁
125	R2.10.15	<p>発電所沿岸で操業する漁船の操業エリアについて、具体的な調査方法及び調査プロセスを示し、津波防護施設に対する漂流物の選定に係る調査結果の信頼性のある根拠を説明すること。特に、イカ釣り漁の漁船について、操業又は航行により施設護岸から約500m 以内に入ることを否定できる根拠を説明すること。その上で、それが否定できない場合は、外海に面する津波防護施設に対する漂流物として、イカ釣り漁の漁船等を考慮した設計方針を検討し、説明すること。</p>	P.4～ 67
126	R2.10.15	<p>漂流物衝突荷重の対象漂流物について、基準適合状態の維持の観点から将来的に漁船が変更される等の不確かさを踏まえて、衝突荷重が非保守的にならないように余裕を持たせた設定とし、その設定根拠について妥当性を説明できる方針が設計の前提であるとした上で、継続的な調査の方針、調査結果の設計条件への反映方針及び設計方針が将来的に非保守的にならない信頼性のある根拠を説明すること。</p>	P.4～6, 21,67
127	R2.10.15	<p>漂流物衝突荷重の対象漂流物について、防波壁から500m以内の初期位置である船舶の衝突が大きな衝突荷重を発生させることを踏まえ、当該範囲を重点化して保守的な選定方針を説明すること。特に、輪谷湾内に面する津波防護施設に対する漂流物について、防波壁から500m の範囲にある漁船の調査結果を踏まえ、現状で選定しているカナギ漁の漁船ではなく、かご漁の漁船等を選定した上で、それを考慮した防護壁の設計方針を検討し、説明すること。</p>	P.4～ 67

審査会合における指摘事項

No.	審査会合日	指摘事項の内容	回答頁
129	R2.12.1 (本日回答)	漁船（総トン数19トン）については、設計余裕の確保として施設護岸から500m以内で漂流することを仮定するのではなく、発電所前面海域の漁業権の区分を踏まえ、不確かさを考慮した設計条件として設定すること。その際、基本とする設計条件、不確かさとして設定する設計条件、それらの区分についての論理と論拠を整理して説明すること。	P.4～67
130	R2.12.1 (本日回答)	輪谷湾内に面する津波防護施設についても、設計余裕の確保として漁船（総トン数3トン）に対する質量割増しを仮定するのではなく、発電所前面海域の漁業権の区分等を踏まえ、より十分な不確かさを考慮して対象漂流物を選定すること。その際、基本とする設計条件、不確かさとして設定する設計条件、それらの区分についての論理と論拠を整理して説明すること。	P.4～67

指摘事項に対する回答【No.125～130】（1/3）

第925回審査会合 資料1-2-1
P.4 加筆・修正
※ 修正箇所を青字で示す

4

■ 指摘事項（第909回会合 令和2年10月15日）

【No. 1 2 5 漂流物衝突荷重の設定方針】

- 発電所沿岸で操業する漁船の操業エリアについて、具体的な調査方法及び調査プロセスを示し、津波防護施設に対する漂流物の選定に係る調査結果の信頼性のある根拠を説明すること。特に、イカ釣り漁の漁船について、操業又は航行により施設護岸から約500m 以内に入ることを否定できる根拠を説明すること。その上で、それが否定できない場合は、外海に面する津波防護施設に対する漂流物として、イカ釣り漁の漁船等を考慮した設計方針を検討し、説明すること。

【No. 1 2 6 漂流物衝突荷重の設定方針】

- 漂流物衝突荷重の対象漂流物について、基準適合状態の維持の観点から将来的に漁船が変更される等の不確かさを踏まえて、衝突荷重が非保守的にならないように余裕を持たせた設定とし、その設定根拠について妥当性を説明できる方針が設計の前提であるとした上で、継続的な調査の方針、調査結果の設計条件への反映方針及び設計方針が将来的に非保守的にならない信頼性のある根拠を説明すること。

【No. 1 2 7 漂流物衝突荷重の設定方針】

- 漂流物衝突荷重の対象漂流物について、防波壁から500m 以内の初期位置である船舶の衝突が大きな衝突荷重を発生させることを踏まえ、当該範囲を重点化して保守的な選定方針を説明すること。特に、輪谷湾内に面する津波防護施設に対する漂流物について、防波壁から500mの範囲にある漁船の調査結果を踏まえ、現状で選定しているカナギ漁の漁船ではなく、かご漁の漁船等を選定した上で、それを考慮した防護壁の設計方針を検討し、説明すること。

■ 指摘事項（第925回会合 令和2年12月1日）

【No. 1 2 9 漂流物衝突荷重の設定方針】

- 漁船（総トン数19トン）については、設計余裕の確保として施設護岸から500m以内で漂流することを仮定するのではなく、発電所前面海域の漁業権の区分を踏まえ、不確かさを考慮した設計条件として設定すること。その際、基本とする設計条件、不確かさとして設定する設計条件、それらの区分についての論理と論拠を整理して説明すること。

【No. 1 3 0 漂流物衝突荷重の設定方針】

- 輪谷湾内に面する津波防護施設についても、設計余裕の確保として漁船（総トン数3トン）に対する質量割増しを仮定するのではなく、発電所前面海域の漁業権の区分等を踏まえ、より十分な不確かさを考慮して対象漂流物を選定すること。その際、基本とする設計条件、不確かさとして設定する設計条件、それらの区分についての論理と論拠を整理して説明すること。

指摘事項に対する回答【No.125～130】(2/3)

■ 回答

➤ 津波防護施設に対する漂流物（漁船）は、発電所前面海域の漁業権の区分に加え、漁船の操業区域及び航行の不確かさ、を踏まえて選定し、設計条件を設定するとともに、操業する漁船が将来的に変更される不確かさを踏まえて、基準適合状態の維持の観点から、定期的な調査を行う。

● 漂流物（漁船）の設計条件：現在の発電所の周辺海域における漁船の操業状況及び漁業法による制限等を踏まえ設定

(1) 基本とする設計条件

発電所の周辺海域における漁船の操業状況を踏まえ、施設護岸から500m以内で操業又は航行する漁船は施設護岸に到達する可能性があると考え、対象漂流物を設定する。

(2) 不確かさを考慮した設計条件

発電所の周辺海域で操業する漁船の漁業法による制限等を踏まえ、漁船の総トン数、操業区域及び航行の不確かさを検討し、施設護岸から500m以内で操業又は航行する可能性のある漁船は施設護岸に到達すると考え、対象漂流物を設定する。

対象漂流物（基本とする設計条件）

津波防護施設	基本とする設計条件として設定する対象漂流物	設定根拠（概要）
輪谷湾内に面する津波防護施設	総トン数3トンの漁船	漂流物調査結果（操業状況）に基づき設定 （津波防護施設から500m付近で操業又は航行する漁船の最大を考慮）
外海に面する津波防護施設	総トン数10トンの漁船	

対象漂流物（不確かさを考慮した設計条件）

津波防護施設	不確かさを考慮した設計条件として設定する対象漂流物	設定根拠（概要）
輪谷湾内に面する津波防護施設	総トン数19トンの漁船	漁業法等の制限等に基づき設定 （操業及び航行の不確かさを考慮し、発電所周辺漁港で最大の漁船を考慮）
外海に面する津波防護施設		

● 定期的な調査による基準適合状態維持の確認：操業する漁船の将来的な変更を確認
定期的（1回／定期事業者検査）に調査範囲内の漂流物調査を実施するとともに、津波防護施設への影響を評価し、必要に応じて対策を実施する。

指摘事項に対する回答【No.125～130】(3/3)

■ 回答

- これまでの審査会合における、津波防護施設に対する漂流物の選定結果を以下に示す。
- 漁船の操業区域及び航行の不確かさ、及び操業する漁船が将来的に変更される不確かさを考慮し、輪谷湾内に面する津波防護施設、外海に面する津波防護施設ともに、総トン数19トンの漁船を不確かさを考慮した設計において考慮することとする。

審査会合		第876回審査会合 (2020.7.14)		第894回審査会合 (2020.9.3)		第909回審査会合 (2020.10.15)		第925回審査会合 (2020.12.1)		今回の説明内容		
波源 分類		日本海東縁	海域活断層	日本海東縁	海域活断層	日本海東縁	海域活断層	日本海東縁	海域活断層	日本海東縁	海域活断層	
漂流物 評価	構内 海域	漂流物：作業船		退避：作業船、漁船	水位、流向・流速から到達しないと評価	退避：作業船 漂流物：漁船	漂流物：作業船、漁船	退避：作業船 漂流物：漁船	漂流物：作業船、漁船	退避：作業船 漂流物：漁船	漂流物：作業船、漁船	
	構外 海域	流向・流速から漁船（停泊）等は到達しないと評価				流向・流速から施設護岸から500m以遠で操業する漁船について、航行不能（漂流物）となり漂流した場合でも到達しないと評価		同左		同左		
		発電所近傍を航行すると想定し、周辺漁港のすべての漁船を漂流物として抽出				施設護岸から500m以内で操業する漁船が航行不能（漂流物）となることを想定し、到達する可能性があるものとして以下を抽出		同左		同左		
対象漂流物	輪谷湾内に面する津波防護施設	作業船 (総トン数10トン)		キャスク取扱収納庫	-	キャスク取扱収納庫、漁船(総トン数0.7トン)	作業船(総トン数10トン)、漁船(総トン数0.7トン)	キャスク取扱収納庫、漁船(総トン数3トン)	作業船(総トン数10トン)、漁船(総トン数3トン)	キャスク取扱収納庫、漁船(総トン数3トン、19トン)	作業船(総トン数10トン)、漁船(総トン数3トン、19トン)	
	外海に面する津波防護施設	漁船 (総トン数19トン)		-	-	漁船(総トン数3トン)	作業船(総トン数10トン)、漁船(総トン数3トン)	漁船(総トン数10トン、19トン)	作業船(総トン数10トン)、漁船(総トン数10トン、19トン)	漁船(総トン数10トン、19トン)	作業船(総トン数10トン)、漁船(総トン数10トン、19トン)	
備考		・作業船、漁船の退避運用を考慮			・漁船が航行不能となる可能性を考慮 ・防波壁のケーソン部(EL.+8.5m以下)への到達を考慮 ・漂流物衝突荷重の設定に必要な発電所からの距離を明確化			・発電所周辺海域における漁船の操業実態を踏まえ、漁船の操業区域及び航行の不確かさを考慮 ・操業する漁船が将来的に変更される不確かさを考慮			・発電所の周辺海域で操業する漁船の漁業法等の制限等を踏まえ、漁船の操業区域及び航行の不確かさを考慮 ・操業する漁船が将来的に変更される不確かさを考慮	

1. 津波防護施設に対する漂流物の選定

1. 津波防護施設に対する漂流物の選定

- 漂流物の影響を考慮する津波防護施設として、基準津波が到達する範囲内に設置される防波壁及び防波壁通路防波扉が挙げられる。1号炉放水連絡通路は閉塞することにより、津波の流入経路とならない（別紙3「1号炉放水連絡通路の閉塞について」参照）。
- 津波防護施設に対して衝突による影響評価を行う対象漂流物について、漂流物調査結果を踏まえ、発電所構内で漂流する可能性のあるもの及び発電所構外で漂流し、津波防護施設へ到達する可能性のあるものを評価した。
- 漂流物については、構内海域（輪谷湾）、構内陸域、構外海域、構外陸域の4つの区分に分け調査を実施。なお、構外については、津波の特性を踏まえ、半径5km以内を調査範囲とした。
- 次頁以降に、各調査範囲の漂流物調査結果を示す（P.9～P.14）。
- 漂流物調査結果を踏まえた、津波防護施設に対して衝突による影響評価を行う漂流物の評価結果をP.15～P.20に示す。

1. 1 漂流物調査結果 構内海域（輪谷湾）

➤ 構内海域（輪谷湾）における漂流物調査結果は以下のとおり。

構内海域（輪谷湾）における漂流物調査結果※1

No.	種類	名称	質量※2	比重
1	船舶	燃料等輸送船	約5,000トン	-
2		温排水影響調査作業船	約10トン	
		人工リーフ海藻草調査作業船	約3～6トン	
		格子状定線水温測定作業船	約3トン	
		港漏油拡散防止業務作業船	1トン未満～約10トン	
		環境試料採取作業船	1トン未満～約3トン	
		海象計点検作業船	約2～10トン	
		使用済燃料の輸送に伴う作業船	約2～10トン	
		フラップゲート点検作業船	約7トン	
		3	貨物船等	
4	漁船	約0.4～0.7トン		
5	防波堤	防波堤ケーソン	10,000t以上	コンクリート比重【2.34】
		消波ブロック	80t	コンクリート比重【2.34】
		被覆ブロック	8～16t	
		基礎捨石	0.05～0.5t	石材比重【2.29】
6	護岸	消波ブロック	12.5t	コンクリート比重【2.34】
		被覆石	1.5t	石材比重【2.29】
		捨石	0.03t以上	石材比重【2.29】

※1 漂流物調査は、まとめ資料別添1 添付資料15「津波漂流物の調査要領について」に基づき実施。

※2 船舶の質量は総トン数を記載。

1. 1 漂流物調査結果 構内陸域

➤ 構内陸域における漂流物調査結果は以下のとおり。

構内陸域における漂流物調査結果※

No.	種類	漂流物となる可能性のある施設・設備	質量	比重
1	鉄骨造建物	荷揚場詰所	-	«施設本体» 鋼材比重【7.85】 «施設本体以外» ALC版比重【0.65】
		デリッククレーン巻上装置建物	-	«施設本体» 鋼材比重【7.85】 «施設本体以外» スレート比重【1.5】
2	機器類	キャスク取扱収納庫	カバー部：約4.3t 定盤部：約7.9t	鋼材比重【7.85】
		デリッククレーン	約144 t	鋼材比重【7.85】
		デリッククレーン荷重試験用品①	約6.2t	
		デリッククレーン荷重試験用品②	約11t	
		デリッククレーン荷重試験用品③	-	
		デリッククレーン荷重試験用ウエイト	約22t	コンクリート比重【2.34】
		オイルフェンスドラム・オイルフェンス	約3.8t	鋼材比重【7.85】
		変圧器盤・ポンプ制御盤①	約0.1t	鋼材比重【7.85】
		変圧器盤・ポンプ制御盤②	-	
変圧器盤・ポンプ制御盤③	約0.04t			
3	その他 漂流物になり得る物	防舷材（フォーム式）	約1t	-
		防舷材（空気式）	約0.5t	
		エアコン室外機	約0.2t	鋼材比重【7.85】
		電柱・電灯	約0.1t	コンクリート比重【2.34】
		枕木	約0.01t	木材比重【1以下】
		H型鋼	約0.4t	鋼材比重【7.85】
		廃材箱	約0.9t	鋼材比重【7.85】
		フェンス	約0.01t	鋼材比重【7.85】
案内板	約0.06t	コンクリート【2.34】		

※ 漂流物調査は、まとめ資料別添1 添付資料15「津波漂流物の調査要領について」に基づき実施。

1. 1 漂流物調査結果 構外海域

- 構外海域における漂流物調査結果を以下に示す。
- 周辺漁港の船舶については、発電所沿岸及び沖合で操業することから、これらの漁船が操業中に津波が発生した場合の評価も実施する。

構外海域における漂流物調査結果※1

No.	種類	名称	設置箇所	発電所からの距離	総トン数
1	船舶	漁船	片句漁港（停泊）	西方約1km	最大約10トン
			手結漁港（停泊）	西方約2km	最大約10トン
			恵曇漁港（停泊）	南西約2km	最大約19トン
			御津漁港（停泊）	東方約3km	最大約12トン
			大芦漁港（停泊）	東方約4km	最大約3トン
2※2	船舶	漁船	前面海域（航行）	3.5km以内	約30トン※3
		プレジャーボート			約30トン※4
		巡視船		3.5km以遠	約2,000トン※5
		引き船			約200トン※5
		タンカー			約1000～2000トン※5
		貨物船			約500～2500トン※5
		帆船			約100トン※5
3	漁具	定置網	前面海域	西方約2km	－
				東方約3km	－
4	船舶	作業船※6	港湾外周辺	－	最大約10トン

※1 漂流物調査は、まとめ資料別添 1 添付資料15「津波漂流物の調査要領について」に基づき実施。

※2 海上保安庁への聞取調査結果（平成30年1月～平成30年12月実績）を含む。

※3 船種・船体長から「漁港，漁場の施設の設計参考図書」に基づき算定。

※4 プレジャーボートについては、船体長が不明であることから、「漁港，漁場の施設の設計参考図書」に示される最大排水トン数とした。

※5 船種・船体長から「港湾の施設の技術上の基準・同解説」に基づき算定。

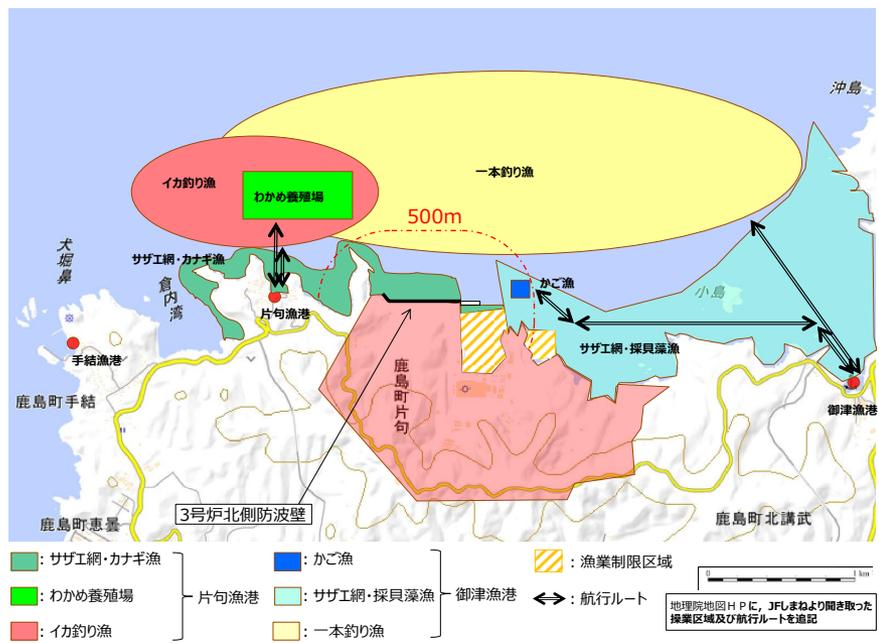
※6 p.8に示す構内海域（輪谷湾）における漂流物調査結果の作業船と同じ。

1. 1 漂流物調査結果 構外海域 発電所沿岸で操業する漁船とその位置

➤ 発電所沿岸で操業する漁船と操業区域及び航行ルートを以下に示す。

発電所沿岸で操業する漁船※1

名称	施設護岸からの距離	目的	漁港	総トン数(質量)	数量(隻)
漁船	約500m以内※3	サザエ網・カナギ漁※2	片句漁港	1トン未満(3t未満)	13
		サザエ網・採貝藻漁	御津漁港	1トン未満(3t未満)	18
		一本釣り漁		2トン未満(6t未満)	6
		かご漁		1トン未満(3t未満)	13
	約500m以遠※3	わかめ養殖	片句漁港	3トン未満(9t未満)	1
		イカ釣り漁		1トン未満(3t未満)	7
				5トン未満(15t未満)	7
			8トン未満(24t未満)	3	
			10トン未満(30t未満)	3	



※1 漂流物調査は、まとめ資料別添 1 添付資料15「津波漂流物の調査要領について」に基づき実施。
 ※2 輪谷湾内で総トン数0.4～0.7トンの漁船が年 5 回程度操業する。
 ※3 施設護岸から500m程度離れた位置では流速が1m/s程度と小さいことを踏まえ、施設護岸から約500m以内と以遠の2つに区分した。

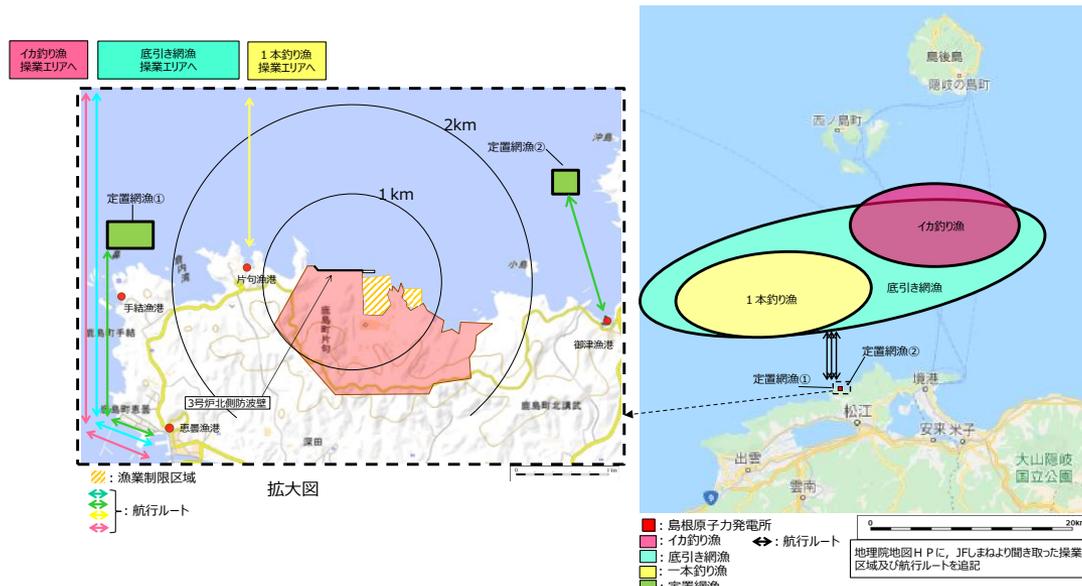
発電所沿岸で操業する漁船の操業区域

1. 1 漂流物調査結果 構外海域 発電所沖合で操業する漁船とその位置

▶ 発電所沖合で操業する漁船の操業区域及び航行ルート^①の調査結果より、総トン数10トン以上の漁船は、発電所から1km以遠で操業及び航行する。
発電所沖合で操業する漁船（総トン数10トン以上）※1

名称	目的	漁港	総トン数(質量)	数(隻)	
漁船	イカ釣り漁※2	恵曇漁港	約19トン (約57t)	2	
	底引き網漁	恵曇漁港	約15トン (約45t)	2	
	1本釣り漁	片匂漁港	約10トン (約30t)	3	
	定置網漁①		恵曇漁港	約10トン (約30t)	1
				約19トン (約57t)	1
定置網漁②		御津漁港	約12トン (約36t)	1	

※1 漂流物調査は、まとめ資料別添1 添付資料15「津波漂流物の調査要領について」に基づき実施。
 ※2 島根県漁業調整規則に基づき、島根県知事が総トン数10トン以上の漁船によるイカ釣り漁業の操業禁止区域（最大高潮時海岸線から10海里(約18km)内における操業を禁止）を定めている。（漁業調整規則：漁業法等に基づき、各都道府県知事が定める規則）



発電所沖合で操業する漁船（総トン数10トン以上）の操業区域

1. 1 漂流物調査結果 構外陸域

➤ 構外陸域における漂流物調査結果を以下に示す。

構外陸域における漂流物調査結果※1

漁港周辺	漂流物調査結果※2
片句(かたく)漁港周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋：94戸 ・車両：約17台 ・灯台：3基 ・タンク：1基
手結(たゆ)漁港周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋：174戸 ・車両：約40台 ・灯台：1基
恵曇(えとも)漁港周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋：525戸 ・車両：約241台 ・灯台：4基 ・工場：9棟 ・タンク：3基
御津(みつ)漁港周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋：152戸 ・車両：約133台 ・工場：4棟 ・灯台：4基 ・タンク：1基
大芦(おわし)漁港周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋：271戸 ・車両：約215台 ・工場：4棟 ・灯台：1基 ・タンク：1基

※1 漂流物調査は、まとめ資料別添1 添付資料15「津波漂流物の調査要領について」に基づき実施。

※2 現地調査及び聞き取り調査により漂流物を抽出。
家屋の数量については、自治体関係者への聞き取り調査で確認した世帯数を記載。
車両の数量については、現地調査により確認した漁港周辺への駐車可能台数（駐車可能面積と一般的な車両の大きさから推定）を記載。



構外陸域における漂流物調査結果

1. 2 漂流物評価結果 構内海域（輪谷湾）（1/2）

- 構内海域（輪谷湾）の漂流物調査において抽出された各施設・設備について、漂流する可能性を評価した結果を以下に示す。
- 構内海域（輪谷湾）で漂流すると評価されたものは、港湾内に面する津波防護施設への到達が否定できないことから、津波防護施設に対して衝突による影響評価を行う漂流物として選定した。

構内海域（輪谷湾）における漂流物評価結果（1 / 2）

No.	種類	名称	漂流する可能性		津波防護施設に対して衝突による影響評価を行う漂流物 (○：対象漂流物として考慮する) (×：対象漂流物として考慮しない)
			検討結果	比重	
1		燃料等輸送船	日本海東縁部に想定される地震による津波に対しては、緊急退避に係る手順が整備されており緊急退避の実効性を確認した。【別紙1参照】 また、海域活断層に想定される地震による津波に対しては、荷揚場に係留することから漂流物とならない。	-	×
2	船舶	温排水影響調査作業船 人工リーフ海藻草調査作業船 格子状定線水温測定作業船 港漏油拡散防止業務作業船 環境試料採取作業船 海象計点検作業船 使用済燃料の輸送に伴う作業船 フラップゲート点検作業船	日本海東縁部に想定される地震による津波に対しては、緊急退避に係る手順を整備し、緊急退避の実効性を確認する。 一方、海域活断層に想定される地震による津波に対しては、緊急退避できず、輪谷湾内で漂流する可能性がある。	-	○ (海域活断層から想定される地震による津波について、施設護岸又は防波壁位置における入力津波高さはEL4.2mであり、津波防護施設のEL4.2m以下の部位への衝突を考慮する漂流物として選定)

1. 2 漂流物評価結果 構内海域（輪谷湾）（2/2）

構内海域（輪谷湾）における漂流物評価結果（2 / 2）

No.	種類	名称	漂流する可能性		津波防護施設に対して衝突による影響評価を行う漂流物 (○：対象漂流物として考慮する) (×：対象漂流物として考慮しない)
			検討結果	比重	
3	船舶	貨物船等 (不定期来航船舶)	入港する前までに、津波警報等発令時には緊急退避する緊急時対応マニュアルを整備し、緊急退避の実効性を確認することにより、日本海東縁部に想定される地震による津波に対しては、緊急退避が可能である。 海域活断層から想定される地震による津波に対しては、入港する前までに、津波時には漂流物とならない係留方法を策定し、係留することから漂流物とならない（津波時に漂流物とならない係留ができない貨物船等は用いないこととする）。	-	×
4		漁船	大津波警報発令時には、「災害に強い漁業地域づくりガイドライン（水産庁（平成24年3月））」において、沖合に退避すると記載されており、津波襲来まで時間的に余裕のある日本海東縁部に想定される地震による津波に対しては、沖合に退避すると考えられるが、漁船が航行不能となった場合を想定し、漂流物となるものとして評価。 海域活断層から想定される地震による津波に対しては、漂流する可能性があるものとして評価。	-	○
5	防波堤	防波堤ケーソン	当該設備と海水の比重を比較した結果、漂流物とはならない。	コンクリート比重【2.34】	×
		消波ブロック			
		被覆ブロック		石材比重【2.29】	×
		基礎捨石			
6	護岸	消波ブロック	当該設備と海水の比重を比較した結果、漂流物とはならない。	コンクリート比重【2.34】	×

1. 2 漂流物評価結果 構内陸域(1/2)

- 構内陸域の漂流物調査において抽出された各施設・設備について、漂流する可能性を評価した結果を以下に示す。
- 構内陸域で漂流すると評価されたものは、港湾内に面する津波防護施設への到達が否定できないことから、津波防護施設に対して衝突による影響評価を行う漂流物として選定した。

構内陸域における漂流物評価結果(1/2)

No.	種類	名称	漂流する可能性		津波防護施設に対して衝突による影響評価を行う漂流物 (○：対象漂流物として考慮する) (×：対象漂流物として考慮しない)
			検討結果	比重	
1	鉄骨造建物	荷揚場詰所	扉や窓等の開口部及び壁材等が地震又は津波波力により破損して気密性が喪失し、施設内部に津波が流入する。施設本体については、主材料である鋼材の比重から漂流物とはならない。また、壁材（スレート）は海水の比重と比較した結果、漂流物とはならない。 一方、海水比重を下回る壁材（ALC版）については漂流する可能性がある。	≪施設本体≫ 鋼材比重【7.85】	×
2		デリッククレーン巻上装置建物		≪施設本体以外≫ ALC版比重【0.65】	○
				≪施設本体以外≫ スレート比重【1.5】	×
3	機器類	キャスク取扱収納庫	中が空洞であり、気密性を有するため、漂流する可能性がある。	-	○
4		デリッククレーン	当該設備の比重と海水の比重を比較した結果、漂流物とはならない。	鋼材比重【7.85】	×
5		試験用品①	当該設備の比重と海水の比重を比較した結果、漂流物とはならない。	鋼材比重【7.85】	×
6		試験用品②			
7		試験用品③			
8		試験用ウエイト	当該設備の比重と海水の比重を比較した結果、漂流物とはならない。	コンクリート比重【2.34】	×
9	オイルフェンスドラム・オイルフェンス	当該設備の比重と海水の比重を比較した結果、漂流物とはならない。	鋼材比重【7.85】	×	

1. 2 漂流物評価結果 構内陸域(2/2)

構内陸域における漂流物評価結果(2/2)

No.	種類	名称	漂流する可能性		津波防護施設に対して衝突による影響 評価を行う漂流物 (○：対象漂流物として考慮する) (×：対象漂流物として考慮しない)
			検討結果	比重	
10	機器類	変圧器・ポンプ制御盤①	当該設備の比重と海水の比重を比較した結果、漂流物とはならない。	鋼材比重【7.85】	×
11		変圧器・ポンプ制御盤②			
12		変圧器・ポンプ制御盤③			
13		防舷材（フォーム式）	重量が比較的軽く、気密性があるため、漂流する可能性がある。	-	○
14		防舷材（空気式）			
15	その他漂流物となり得る物	エアコン室外機	当該設備の比重と海水の比重を比較した結果、漂流物とはならない。	鋼材比重【7.85】	×
16		電柱・電灯	当該設備の比重と海水の比重を比較した結果、漂流物とはならない。	コンクリート比重【2.34】	×
17		枕木	当該設備の比重と海水の比重を比較した結果、漂流する可能性がある。	木材比重【1以下】	○
18		H型鋼	当該設備の比重と海水の比重を比較した結果、漂流物とはならない。	鋼材比重【7.85】	×
19		廃材箱	気密性を有した形状で漂流物となる可能性があることから、漂流する可能性がある。	-	○
20		フェンス	当該設備の比重と海水の比重を比較した結果、漂流物とはならない。	鋼材比重【7.85】	×
21	案内板	当該設備の比重と海水の比重を比較した結果、漂流物とはならない。	コンクリート【2.34】	×	

1. 2 漂流物評価結果 構外海域(1/2)

- 構外海域の漂流物調査において抽出された各施設・設備について、漂流する可能性を評価した結果を以下に示す。
- 漂流する可能性がある各施設・設備については、設置位置から津波防護施設へ到達する可能性について評価を行い、津波防護施設への到達が否定できない場合、津波防護施設に対して衝突による影響評価を行う漂流物として選定した。

構外海域における漂流物評価結果(1/2)

No.	種類	名称	設置箇所	漂流する可能性	到達する可能性	津波防護施設に対して衝突による影響評価を行う漂流物 (○：対象漂流物として考慮する) (×：対象漂流物として考慮しない)
1	発電所 周辺の 漁港の 船舶	漁船	片句漁港（停泊）	漂流する可能性があるものとして、 発電所に到達する可能性について評価する。	流向・流速ベクトルから発電所方向への連続的な流れはなく、津波防護施設に到達しないと評価。【別紙2参照】	×
			手結漁港（停泊）			
			恵曇漁港（停泊）			
			御津漁港（停泊）			
			大芦漁港（停泊）			
		施設護岸から500m以内（操業）	大津波警報発令時には、「災害に強い漁業地域づくりガイドライン（水産庁（平成24年3月））」において、沖合に退避すると記載されており、津波襲来まで時間的に余裕のある日本海東縁部に想定される地震による津波に対して、沖合に退避すると考えるが、航行不能になることを想定し、漂流する可能性があるものとして、施設護岸及び輪谷湾に到達する可能性について評価する。	流向・流速ベクトルから発電所方向への連続的な流れはないが、発電所方向へ向かう一時的な流れがあるため、500m以内を航行する漁船は、津波防護施設に到達する可能性があると評価。【別紙2参照】	○	
施設護岸から500m以遠（操業）	海域活断層から想定される地震による津波に対しては、施設護岸及び輪谷湾に到達する可能性について評価する。	流向・流速ベクトルから発電所方向への連続的な流れはなく、津波防護施設に到達しないと評価。【別紙2参照】	×			

1. 2 漂流物評価結果 構外海域(2/2), 構外陸域

構外海域における漂流物評価結果(2/2)

No.	分類	名称	設置箇所	漂流する可能性	到達する可能性	津波防護施設に対して衝突による影響評価を行う漂流物 (○：対象漂流物として考慮する) (×：対象漂流物として考慮しない)
2	発電所前面海域を航行する船舶	漁船	前面海域 (航行)	海上保安庁への聞取調査結果より発電所から約2km離れた沖合を航行しており、津波襲来前に沖合への退避が十分に可能である。 なお、基準津波の策定位置（発電所沖合2.5km程度）において、2m程度の水位変動である。 以上より、漂流物とならないと考えられるが、発電所に到達する可能性について評価する。	流向・流速ベクトルから発電所方向への連続的な流れはなく、津波防護施設に到達しないと評価。【別紙2参照】	×
		プレジャーボート				
		巡視船				
		引き船				
		タンカー				
		貨物船 帆船				
3	漁具	定置網	前面海域	漂流する可能性があるものとして、発電所に到達する可能性について評価する。	流向・流速ベクトルから発電所方向への連続的な流れはなく、津波防護施設に到達しないと評価。【別紙2参照】	×
4	船舶	作業船	港湾外周辺	日本海東縁部に想定される地震による津波に対しては、緊急退避に係る手順を整備し、緊急退避の実効性を確認する。 一方、海域活断層に想定される地震による津波に対しては、緊急退避できず、漂流する可能性があることから、施設護岸及び輪谷湾に到達する可能性について評価する。	流向・流速ベクトルから発電所方向への連続的な流れはないが、発電所方向へ向かう一時的な流れがあるため、500m以内で作業する作業船は、津波防護施設に到達する可能性があるとして評価。【別紙2参照】	○

構外陸域における漂流物評価結果

No.	分類	名称	設置箇所	漂流する可能性	到達する可能性	津波防護施設に対して衝突による影響評価を行う漂流物 (○：対象漂流物として考慮する) (×：対象漂流物として考慮しない)
1	家屋・車両等	・家屋・車両・灯台・タンク	片匂漁港周辺	津波が遡上することを仮定し、漂流する可能性があるものとして、発電所に到達する可能性について評価する。	流向・流速ベクトルから発電所方向への連続的な流れはなく、津波防護施設に到達しないと評価。【別紙2参照】	×
		・家屋・車両・灯台	手結漁港周辺			
		・家屋・車両・灯台 ・工場・タンク	恵曇漁港周辺			
		・家屋・車両・灯台 ・工場・タンク	御津漁港周辺			
		・家屋・車両・灯台 ・工場・タンク	大芦漁港周辺			

1. 3 対象漂流物

- 「1. 2 漂流物評価結果」において抽出された施設護岸又は輪谷湾に到達する可能性のある漂流物として以下の漂流物が挙げられる。

基本とする設計条件として設定する対象漂流物

津波防護施設	対象漂流物	
	日本海東縁	海域活断層
輪谷湾内に面する津波防護施設	キャスク取扱収納庫※1 及び漁船※2 (総トン数3トン)	作業船 (総トン数10トン) 及び漁船※2 (総トン数3トン)
外海に面する津波防護施設	漁船※3 (総トン数10トン)	作業船 (総トン数10トン) 及び漁船※3 (総トン数10トン)

※1 2基が隣接して設置されているため、2基分の衝突を考慮。

※2 輪谷湾内で操業する漁船 (総トン数0.7トン) であるが、輪谷湾に面する津波防護施設から500m以内にかご漁船 (総トン数3トン) の操業区域があることを踏まえ設定。

※3 施設護岸から500m以内で操業する漁船 (総トン数3トン) であるが、施設護岸から500m付近にイカ釣り漁船 (総トン数10トン) の操業区域があることを踏まえ設定。

- 基本とする設計条件として設定する対象漂流物のうち漁船については、以下に示す不確かさがあり、津波防護施設に対し不確かさを考慮した設計を行う。

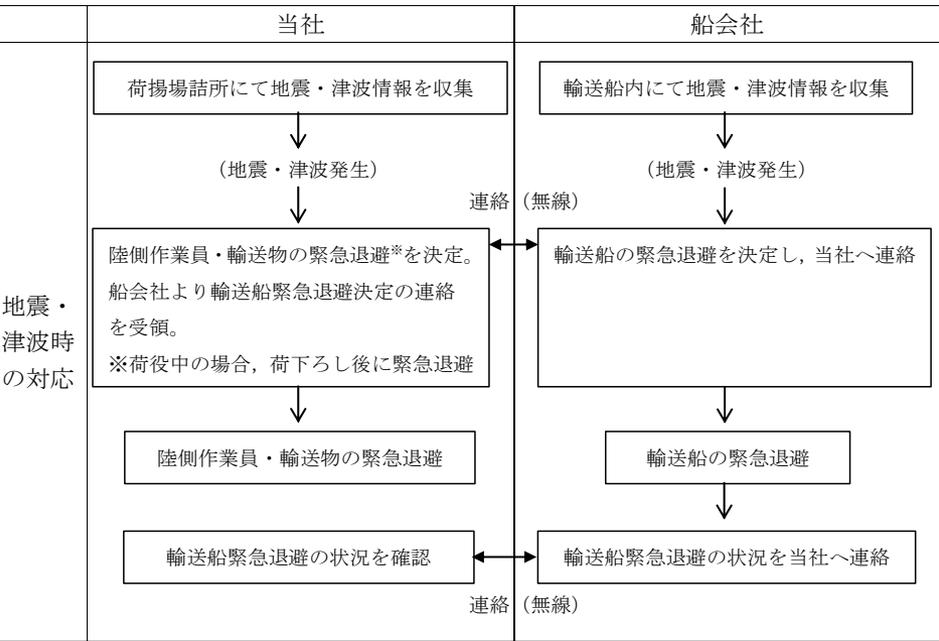
対象漂流物 (漁船) の設計条件

津波防護施設	基本とする設計条件	対象漂流物の不確かさ	不確かさを考慮した設計条件	不確かさの説明資料
輪谷湾内に面する津波防護施設	総トン数3トンの漁船	・漁船の操業区域の不確かさ： 発電所周辺において操業制限はないため、総トン数10トン未満のイカ釣り漁船が施設護岸から500m以内で操業する可能性は否定できない ・漁船の航行の不確かさ： 漁船の航行については制限がないため、周辺漁港の最大の漁船 (総トン数19トン) が施設護岸から500m以内を航行する可能性は否定できない	総トン数19トンの漁船	別紙4
外海に面する津波防護施設	総トン数10トンの漁船			

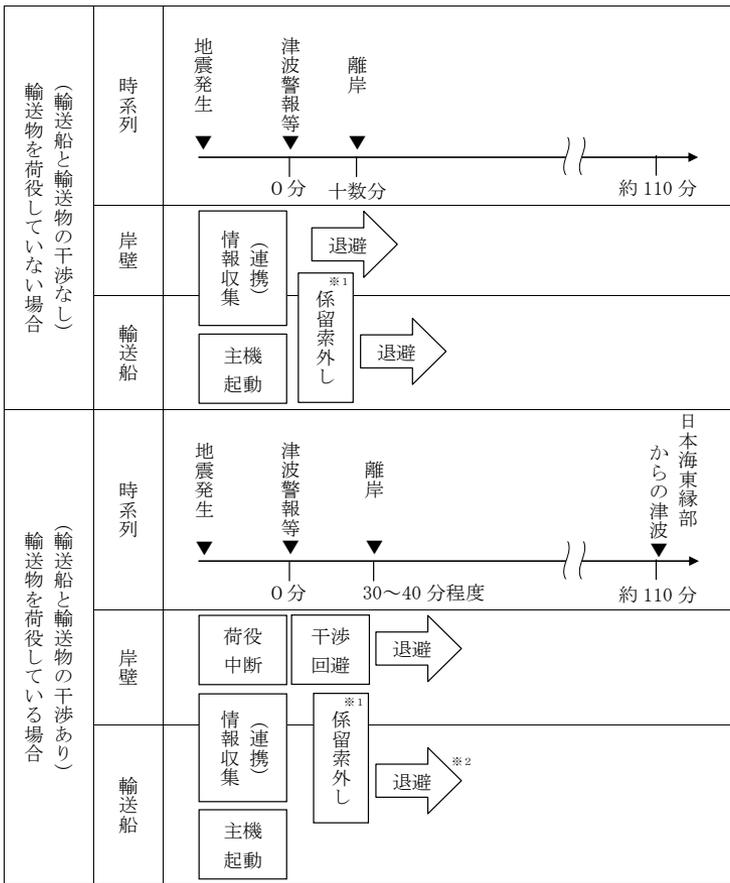
- 漂流物調査範囲内の人工構造物 (漁船を含む) については、基準適合性維持の観点から、設置状況を定期的 (1回 / 定期事業者検査) に確認するとともに津波防護施設の健全性又は取水機能を有する安全設備の取水性への影響評価を実施し、必要に応じて、対策を実施する。

【別紙 1】燃料等輸送船の緊急退避

➤ 燃料等輸送船については、津波注意報、津波警報及び大津波警報（津波警報等）発令時における緊急退避のマニュアルを整備しており、日本海東縁部に想定される地震による津波に対して、緊急退避が可能であると評価。



輸送船緊急退避時の当社と船会社の関係性



※ 1 平成24年の訓練実績では10分程度。
 ※ 2 平成24年の訓練実績では大津波警報発令から50分程度で2.5km沖合（水深60m以上：船会社が定める安全な海域として設定する水深）の海域まで退避しており、日本海東縁部に想定される地震による津波襲来（約110分）までに退避可能。

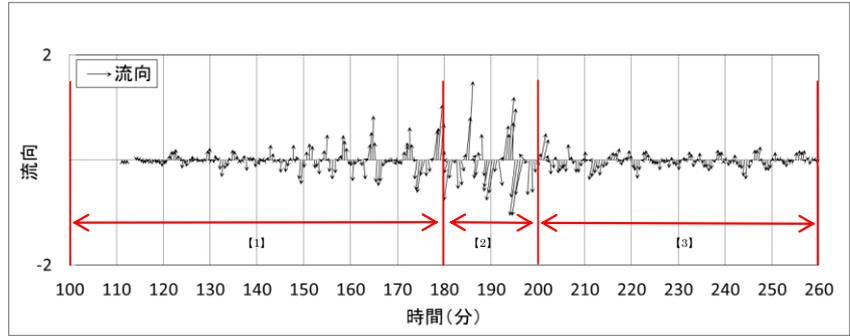
津波の到達と燃料等輸送船の緊急退避に要する時間との関係

【別紙2】漂流物の到達可能性について

- 日本海東縁部に想定される地震による津波（基準津波1）及び海域活断層から想定される地震による津波（基準津波4）の流況の考察結果から、発電所方向への継続的な流向がないことを確認した。
- 施設護岸から500m以遠を操業する漁船については、流向が短い間隔で主に北西・南東方向に変化しており、発電所に対する連続的な流れもないため、施設護岸に到達しないと考えられる。
- 最大水位・流速を示す時間帯において、3号北側防波壁から約50m以内の水深が約20mの浅い位置で、5m/s以上の流速が確認されることから、施設護岸から500m以内で操業する漁船については、当該位置に接近することを考慮し、施設護岸に到達する可能性があるとして評価。
- 次頁以降に日本海東縁部に想定される地震による津波（基準津波1）及び海域活断層から想定される地震による津波（基準津波4）の流向・流速の考察結果の詳細を示す。

流況考察時間の分類

- 発電所構外海域の津波防護施設への到達可能性に係る評価については、津波の流況（流向・流速）の考察を踏まえ、津波防護施設に対する漂流物の動向を確認することにより実施（基準津波 1（防波堤有り）及び基準津波 4（防波堤有り）の水位変動・流向ベクトルを別添 1 に示す）。
- 津波の流況については、以下のとおり、最大水位・流速を示す時間帯とその前後の 3 つに分類し考察を実施。



※ 基準津波 1 における地点 1 を例に示す。

流況考察時間の分類

- 日本海東縁部に想定される地震による津波（基準津波 1）
 - [1] 最大水位・流速を示す時間帯以前（地震発生後約 100 分～180 分）
 - [2] 最大水位・流速を示す時間帯（地震発生後約 180 分～200 分）
 - [3] 最大水位・流速を示す時間帯以降（地震発生後約 200 分～360 分）
- 海域活断層に想定する地震による津波（基準津波 4）
 - [1] 最大水位・流速を示す時間帯以前（地震発生後約 0 分～5 分）
 - [2] 最大水位・流速を示す時間帯（地震発生後約 5 分～7 分）
 - [3] 最大水位・流速を示す時間帯以降（地震発生後約 7 分～30 分）

流況考察時間の分類

【別紙2】漂流物の到達可能性について

水位変動・流向ベクトルの考察

➤ 水位変動・流向ベクトルの考察結果は以下のとおり。

（基準津波1（防波堤有り））

	最大水位・流速を示す時間帯 以前（地震発生後約100分～ 180分）	最大水位・流速を示す時間帯 （地震発生後約180分～200分）	最大水位・流速を示す時間帯 以降（地震発生後約200分～ 360分）
構外海域	<p>地震発生後約109分では、津波の第1波が敷地の東側から沿岸を沿うように襲来する。また、約113分30秒では、敷地の北西側から津波が襲来する。発電所周辺海域において流速は小さく、水位変動も1m程度である。</p> <p>その後、約180分まで主に敷地の北西側からの押し波、引き波により短い周期で北西方向と南東方向の流れを繰り返す。いずれの時間帯においても流速は1m/s未満である。</p>	<p>地震発生後約180分では、敷地の北西側から引き波が襲来する。引き波の影響により北西方向の流れとなり1m/s程度の流速が確認できる（P.29参照）。約183分では、敷地の北西側から押し波が襲来し、押し波の影響により南東方向の流れとなり引き波の流速と同様1m/s程度の流速が確認できる（P.30参照）。</p> <p>約187分では、敷地の北西側から引き波が襲来し、約191分では、水位変動が3m程度の大きい押し波が襲来し2m/s程度の流れが確認できる（P.32,33参照）。その後、敷地の北西側から押し波、引き波が約200分まで交互に襲来する。</p>	<p>地震発生後約201分では、南東方向の流れとなり、流速は1m/s程度である。約204分では、流れは逆向きとなる。その後、敷地北西側からの押し波、引き波により短い周期で北西方向と南東方向の流れを繰り返す。また、流速は速くても1m/s程度である。</p>

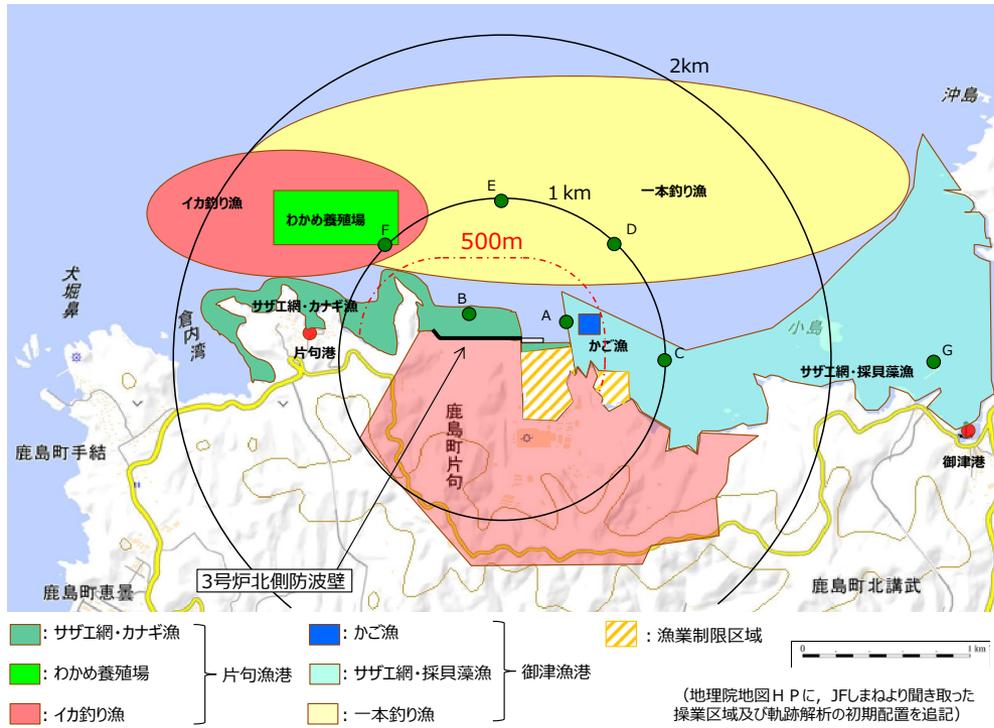
（基準津波4（防波堤有り））

	最大水位・流速を示す時間帯 以前（地震発生後約1分～5分）	最大水位・流速を示す時間帯 （地震発生後約5分～7分）	最大水位・流速を示す時間帯 以降（地震発生後約7分～30 分）
構外海域	<p>約2分では、津波の第1波が敷地の北西側から押し波として襲来する。水位も低く流速の変化は小さい。約4分では、北西側への大きい引き波により、北西方向の流れとなるが、いずれも1m/s以上の流速は確認されない。</p>	<p>約5分では、敷地の北西側への大きい引き波により北西方向の流れが継続する（P.37参照）。</p>	<p>約7分では、敷地の北西側への引き波が継続しており、北西方向の流れが継続する。地震発生後9分では、敷地北西側から押し波が襲来し、南東方向の流れとなる。いずれも、1m/s以上の流速は確認されず、以降も、1m/sを超える流速はない。</p>

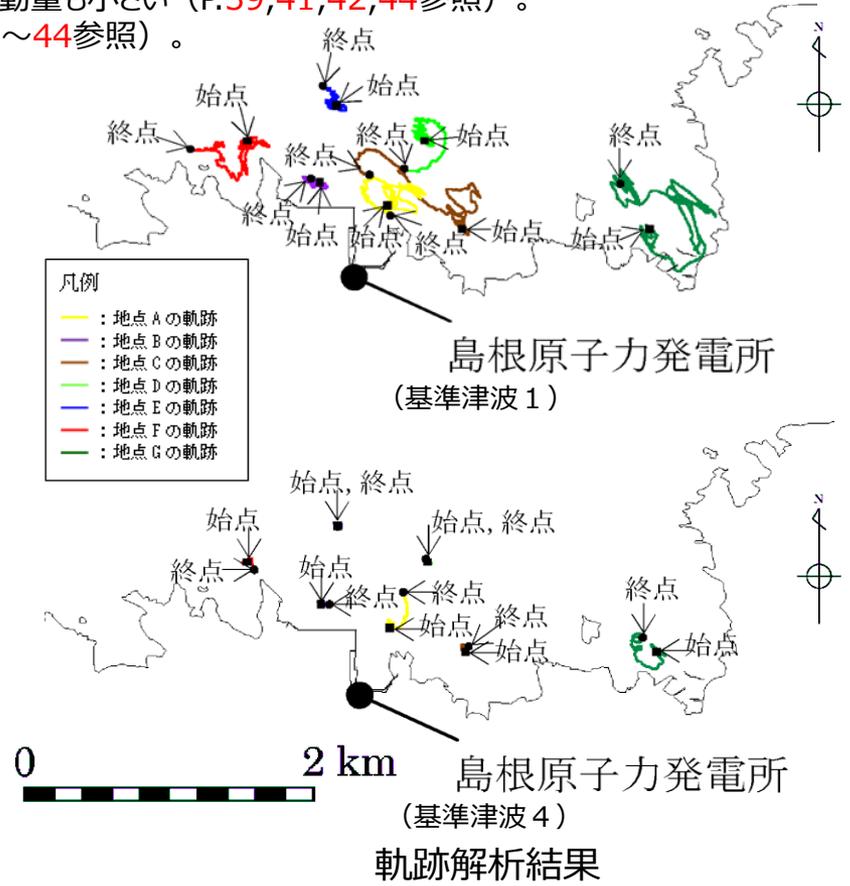
【別紙2】漂流物の到達可能性について

軌跡解析の考察

- 到達可能性評価は、津波の流向・流速の考察結果に加え、仮想的な浮遊物の軌跡解析※の結果も参考にして行う。
※ 津波解析から求まる流向流速をもとに、質量を持たず、抵抗を考慮しない仮想的な浮遊物が、水面を移動する軌跡を示す解析。
- 軌跡解析の初期位置としては、周辺漁港の位置や漁船の操業位置を考慮し、輪谷湾入口付近に1点（地点A）、サザエ網・かなぎ漁の操業区域内の3号炉北岸付近に1点（地点B）、サザエ網・採貝藻漁及びかご漁の操業区域に1点（地点C）、一本釣り漁の区域内に2点（地点D,E）、わかめ養殖場、イカ釣り漁の区域付近に1点（地点F）及び御津漁港付近に1点（地点G）の計7地点を設定した。（軌跡解析の考察結果を別添2に示す。）
- 流向・流速ベクトル及び軌跡解析の考察結果より、発電所構外海域にある漂流物には以下の移動傾向が確認された。
 - 最大水位・流速を示す時間帯以前、以降においては、流速が小さく、移動量も小さい（P.39,41,42,44参照）。
 - いずれの時間帯も主に北西・南東方向の移動を繰り返す傾向がある（P.39～44参照）。



発電所沿岸の漁船の操業区域及び軌跡解析の初期配置



【別紙2】漂流物の到達可能性について

漂流物の到達可能性評価結果

(1) 日本海東縁部に想定される地震による津波

i) 施設護岸から500m以遠で操業する漁船

	最大水位・流速を示す時間帯以前 (地震発生後約100分～180分)	最大水位・流速を示す時間帯 (地震発生後約180分～200分)	最大水位・流速を示す時間帯以降 (地震発生後約200分～360分)
構外 海域	約180分までは、全体的に流速が小さい。また、流向は主に北西・南東方向に変化しており、漂流物は北西、南東方向に移動すると考えられ、発電所に対する連続的な流れもないため、施設護岸に到達しないと考えられる。	発電所北西の半島沿岸において、約183分で、流速5m/s程度の半島を回り込み発電所に向かうような流れが確認されるが、流向は短い間隔で主に北西・南東方向に変化しており、発電所に対する連続的な流れもないため、施設護岸に到達しないと考えられる。	約200分以降においては、流速が小さく移動量は小さい。また、流向は主に北西・南東方向に変化しており、漂流物は北西、南東方向に移動すると考えられる。移動量も小さく発電所に対する連続的な流れもなく発電所に到達しないと考えられる。
評価 結果	流向が短い間隔で主に北西・南東方向に変化しており、発電所に対する連続的な流れもないため、施設護岸に到達しないと考えられる。また、イカ釣り漁及びわかめ養殖場の操業区域の近傍である地点Fにおける軌跡解析の結果からも、軌跡は発電所から遠ざかる方向に移動しており、施設護岸到達しないと考えられる。		

ii) 施設護岸から500m以内で操業する漁船

評価 エリア	最大水位・流速を示す時間帯以前 (地震発生後約100分～180分)	最大水位・流速を示す時間帯 (地震発生後約180分～200分)	最大水位・流速を示す時間帯以降 (地震発生後約200分～360分)
構外 海域	i) と概ね同様	3号北側防波壁及び1号放水連絡通路防波扉から約50m以内の水深が約20mの浅い位置において、5m/s以上の流速が確認されることから、当該位置で漁船が航行不能であった場合は、施設護岸に到達する可能性がある。	i) と概ね同様
評価 結果	最大水位・流速を示す時間帯において、3号北側防波壁及び1号放水連絡通路防波扉から約50m以内の水深が約20mの浅い位置で、5m/s以上の流速が確認された。 一方、上記以外の範囲においては、流向が短い間隔で主に北西・南東方向に変化しており、発電所に対する連続的な流れもない。また、サザエ網、カナギ漁及び一本釣り漁の操業区域の近傍の地点Bにおける軌跡解析の結果からも、軌跡は北西方向と南東方向に移動を繰り返している。 以上より、施設護岸から500m以内で操業する漁船については、3号北側防波壁及び1号放水連絡通路防波扉から約50m以内の水深が約20mの浅い位置に接近することを考慮し、施設護岸に到達する可能性があるとして評価した。		

【別紙2】漂流物の到達可能性について

漂流物の到達可能性評価結果

(2) 海域活断層から想定される地震による津波

i) 施設護岸から500m以遠で操業する漁船

	最大水位・流速を示す時間帯以前 (地震発生後約0分～5分)	最大水位・流速を示す時間帯 (地震発生後約5分～7分)	最大水位・流速を示す時間帯以降 (地震発生後約7分～30分)
構外海域	約0分から約5分まで流速は約1m/s未満と小さく、流向は短い間隔で変化し、発電所に対する連続的な流れもないため、施設護岸から500m以遠で操業する漁船は施設護岸に到達しないと考えられる。	流速は速くても1m/s程度と小さく、流向は短い間隔で変化し、発電所に対する連続的な流れもないため、施設護岸から500m以遠で操業する漁船は施設護岸に到達しないと考えられる。	7分以降も流速は約1m/s未満と小さく、流向は短い間隔で変化し、発電所に対する連続的な流れもないため、施設護岸から500m以遠で操業する漁船は施設護岸に到達しないと考えられる。
評価結果	いずれの時間帯も流速が小さく、かつ、最大水位・流速を示す時間帯も2分(地震発生後5分～7分)と短いことから、施設護岸に到達しないと評価した。また、軌跡解析の結果より、発電所から500m以遠の地点(C～F)において、初期位置から移動していないことから、漂流物は施設護岸及び輪谷湾に到達しないと考えられる。		

ii) 施設護岸から500m以内で操業する漁船

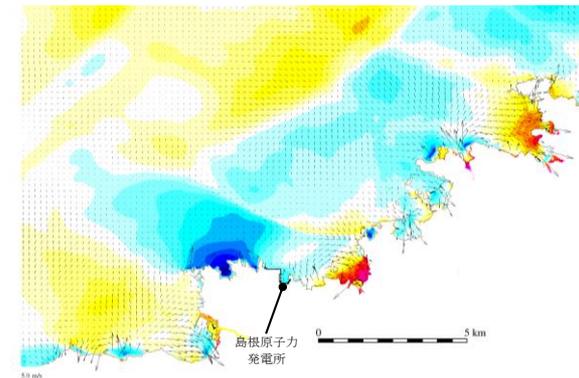
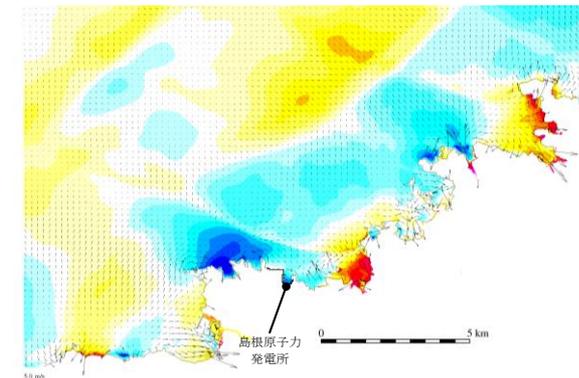
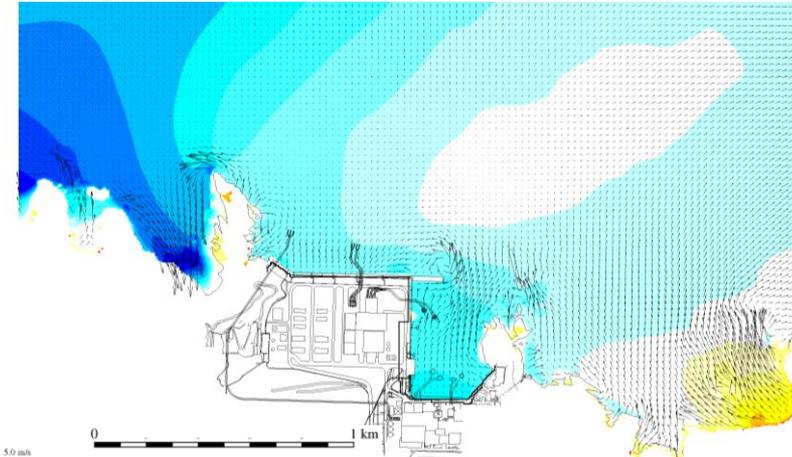
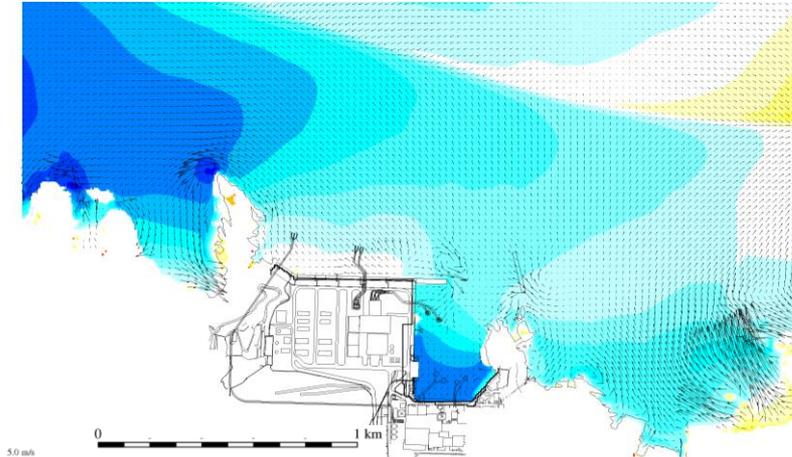
評価エリア	最大水位・流速を示す時間帯以前 (地震発生後約0分～5分)	最大水位・流速を示す時間帯 (地震発生後約5分～7分)	最大水位・流速を示す時間帯以降 (地震発生後約7分～30分)
構外海域	i) と概ね同様	3号北側防波壁から約50m以内の水深が約20mの浅い位置において、2m/s程度の流速が確認される。当該位置で漁船が航行不能であった場合には、施設護岸に到達する可能性があると考えられる。	i) と概ね同様
評価結果	流向は短い間隔で変化することから、漂流物は施設護岸及び輪谷湾に到達しないと考えられる。また、サザエ網、カナギ漁及び一本釣り漁の操業区域の近傍の地点Bにおける軌跡解析の結果からも、軌跡はほとんど移動していないことから、漂流物は施設護岸及び輪谷湾に到達しないと考えられる。一方、3号北側防波壁から約50m以内の水深が約20mの浅い位置において、2m/s程度の流速が確認されることから、施設護岸から500m以内で操業する漁船については、当該位置に接近することを考慮し、施設護岸に到達する可能性があるとして評価した。		

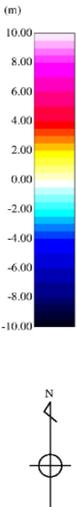
29

第925回審査会合 資料1-2-1
P.28 再掲

【別添 1】漂流物の到達可能性のうち水位変動・流向ベクトル(1/10)

➤ 基準津波 1（防波堤有り）の水位変動・流向ベクトルの代表例を示す。

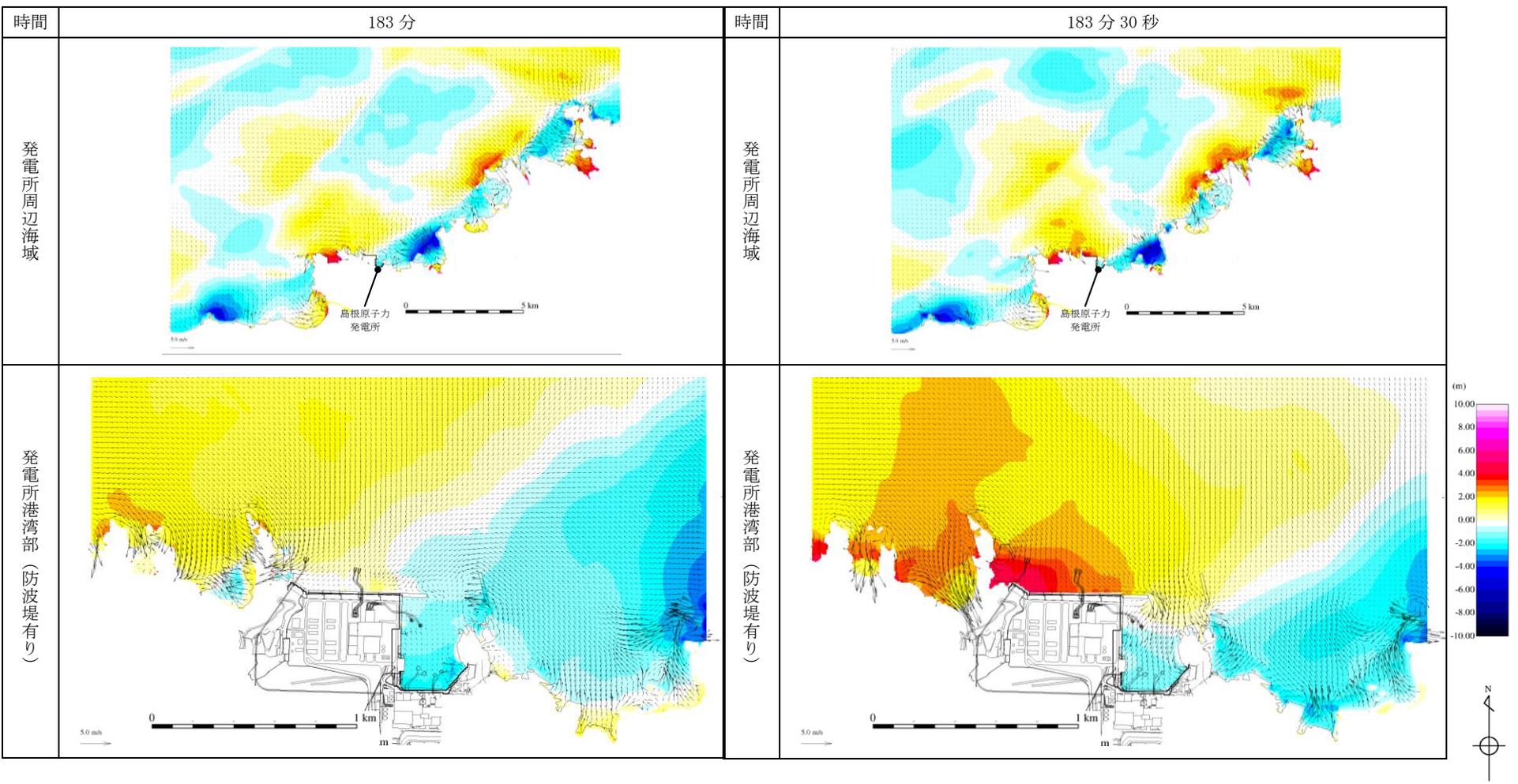
時間	180分	180分30秒
発電所周辺海域		
発電所港湾部（防波堤有り）		



水位変動・流向ベクトル（基準津波 1（防波堤有り） 180分，180分30秒）

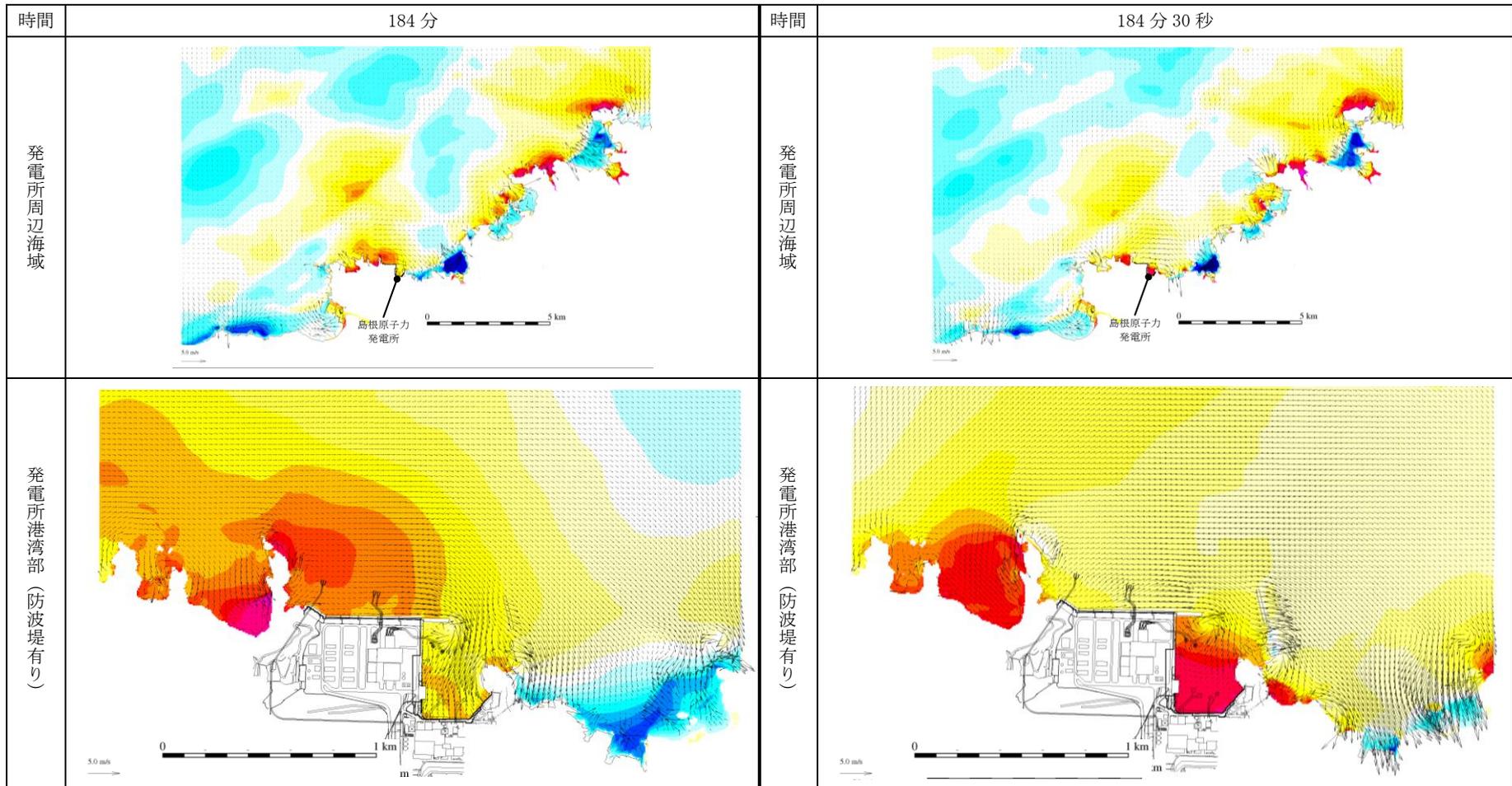
【別添 1】漂流物の到達可能性のうち水位変動・流向ベクトル(2/10)

第925回審査会合 資料1-2-1
P.29 再掲



水位変動・流向ベクトル (基準津波 1 (防波堤有り) 183分, 183分30秒)

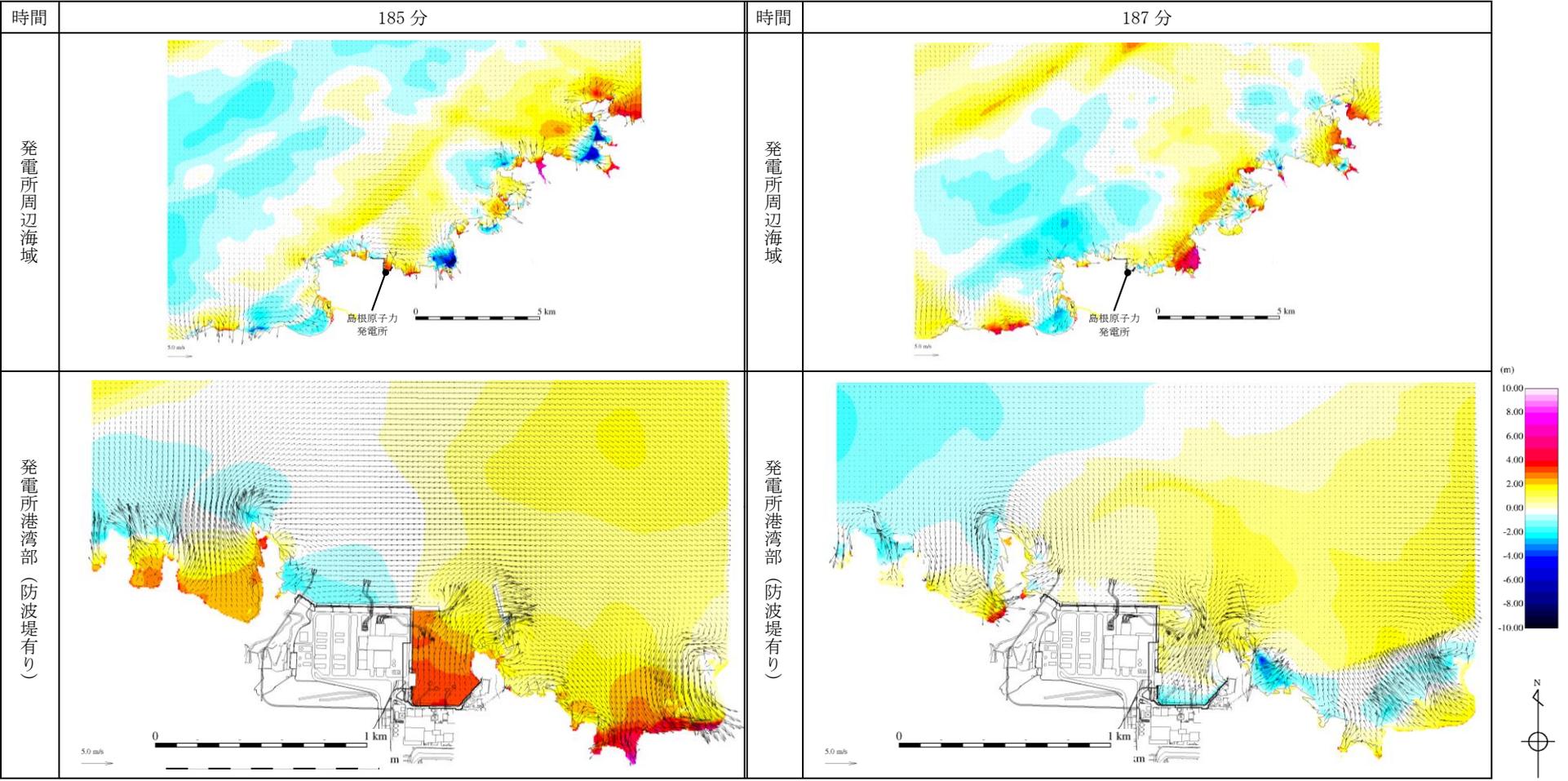
【別添 1】漂流物の到達可能性のうち水位変動・流向ベクトル(3/10)



水位変動・流向ベクトル (基準津波 1 (防波堤有り) 184分, 184分30秒)

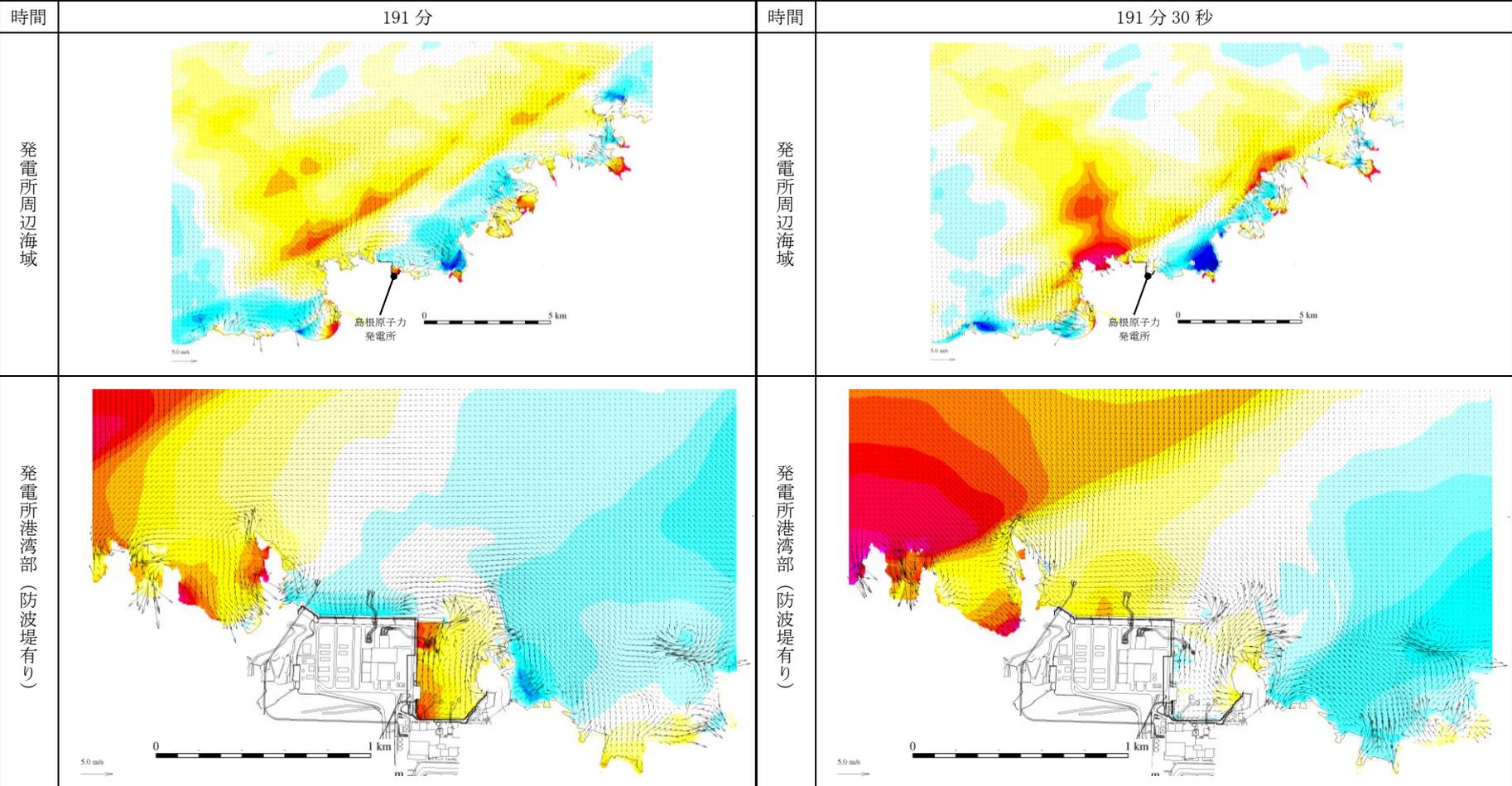
【別添 1】漂流物の到達可能性のうち水位変動・流向ベクトル(4/10)

第925回審査会合 資料1-2-1
P.31 再掲



水位変動・流向ベクトル (基準津波 1 (防波堤有り) 185分, 187分)

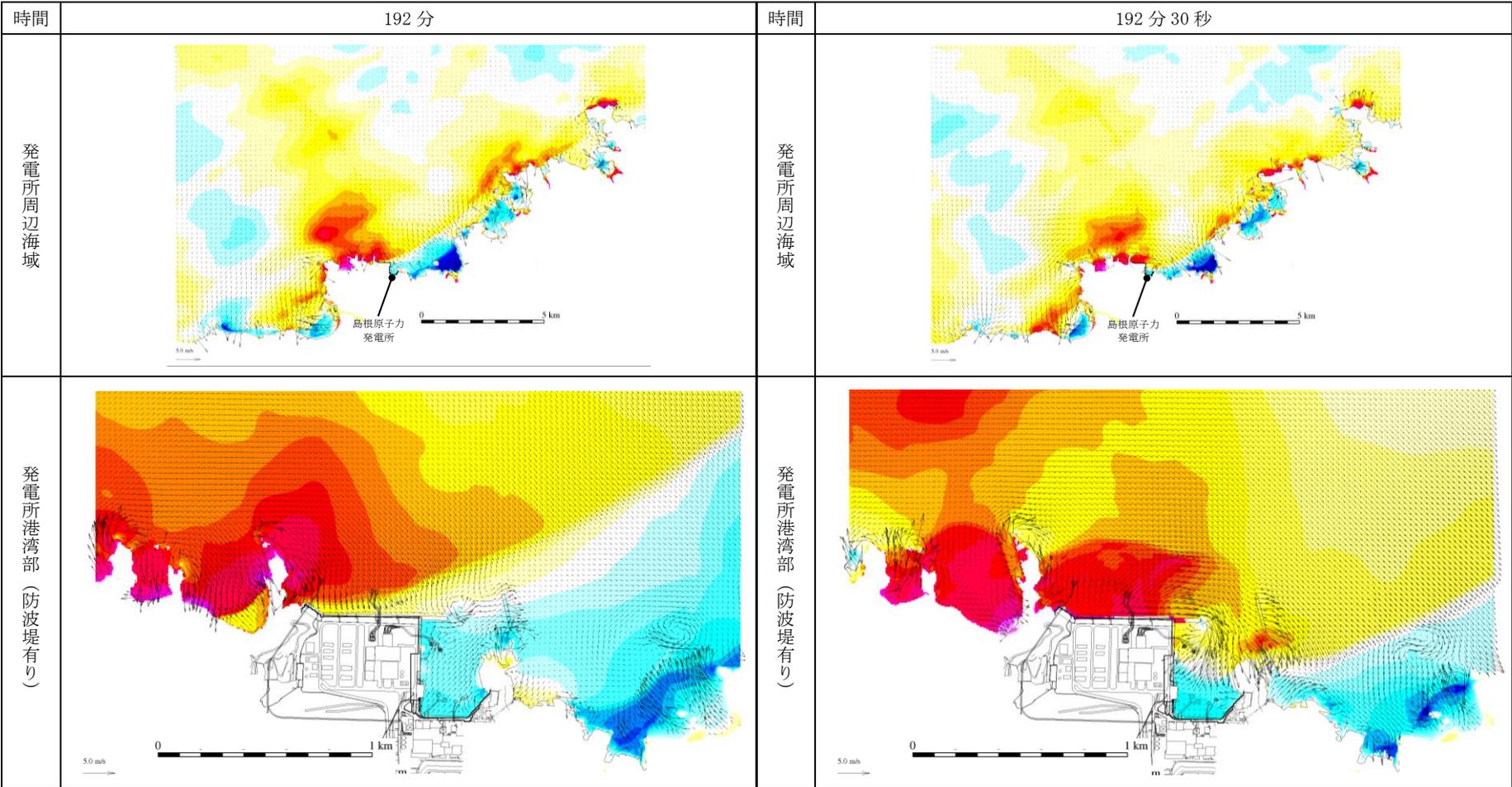
【別添 1】漂流物の到達可能性のうち水位変動・流向ベクトル(5/10)



水位変動・流向ベクトル (基準津波1 (防波堤有り) 191分, 191分30秒)

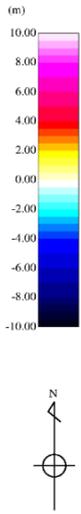
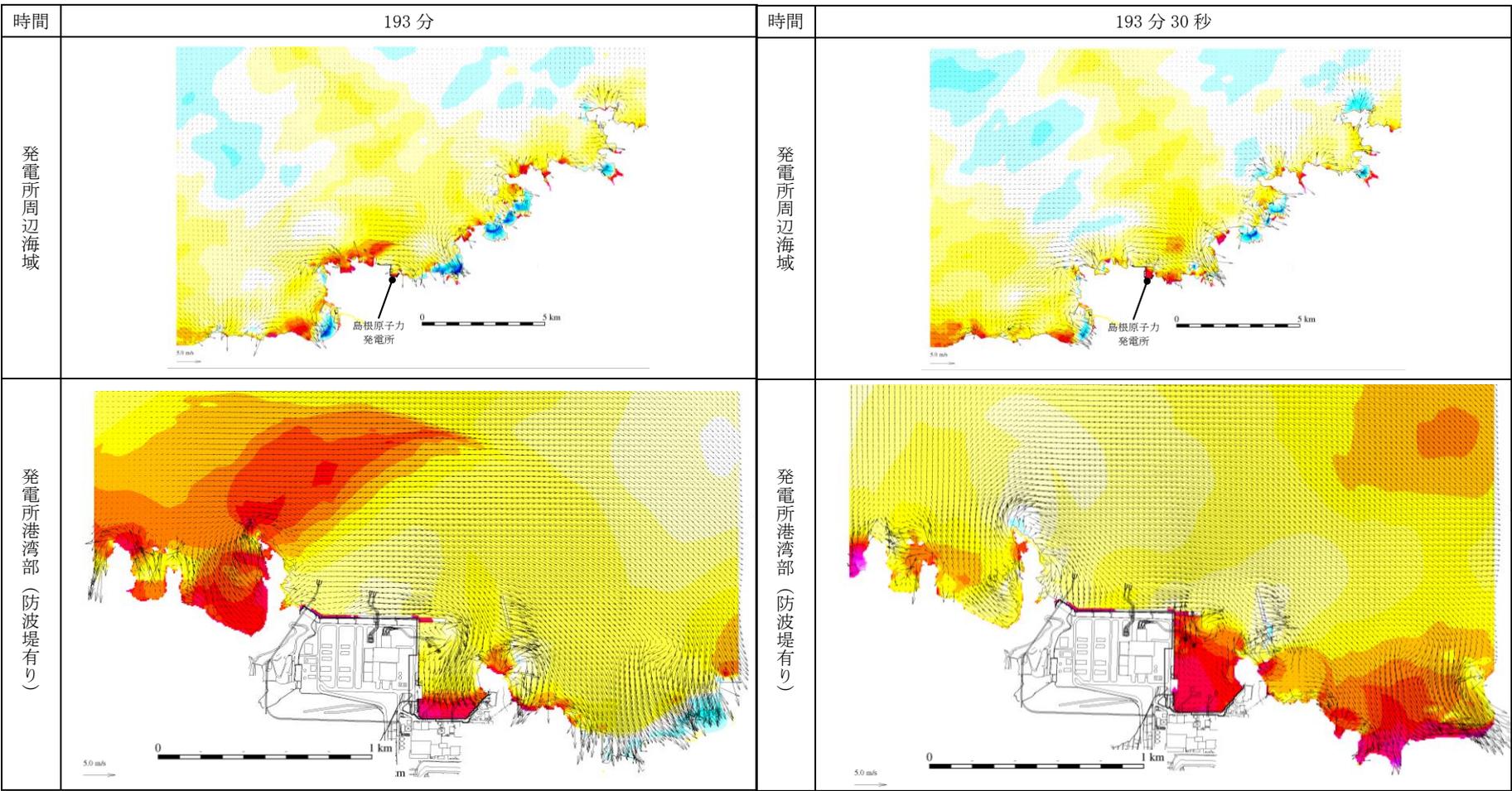
【別添 1】漂流物の到達可能性のうち水位変動・流向ベクトル(6/10)

第925回審査会合 資料1-2-1
P.33 再掲



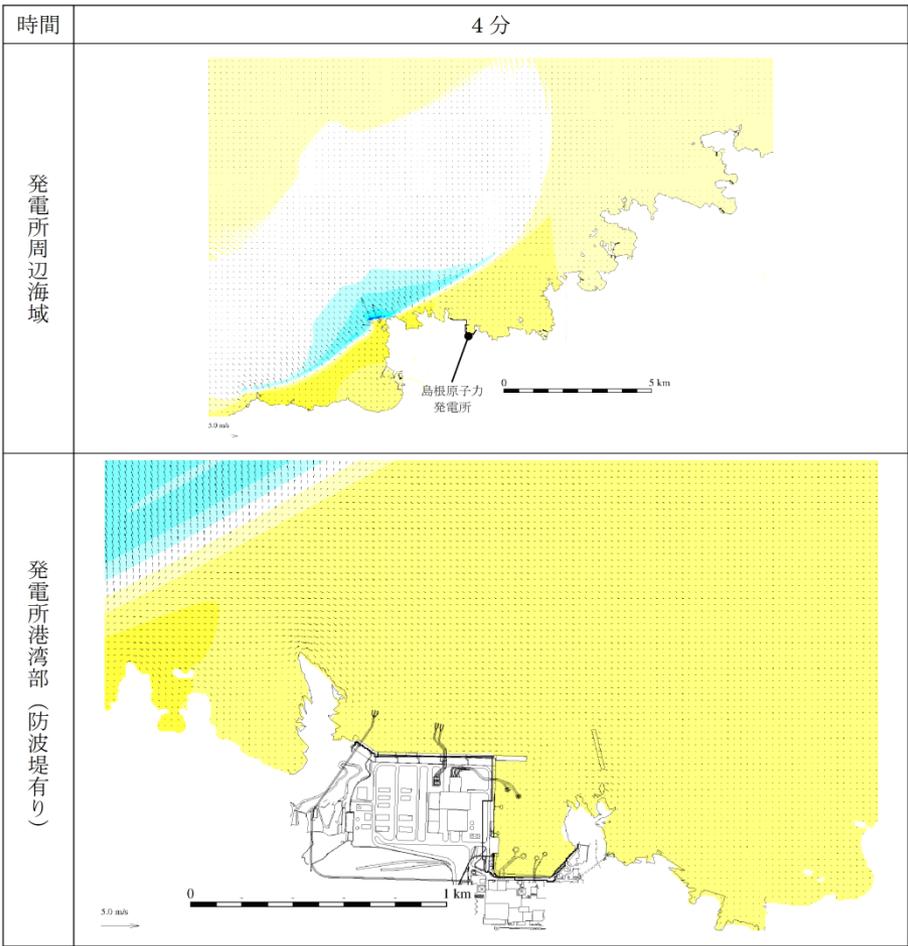
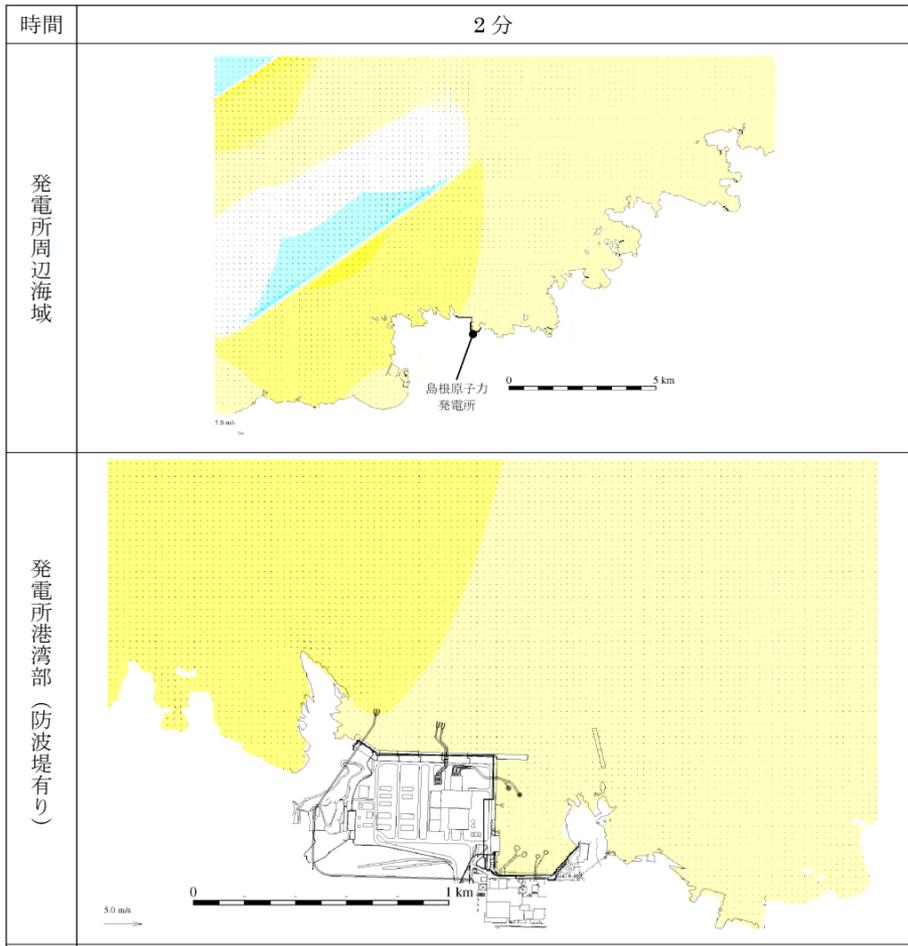
水位変動・流向ベクトル (基準津波 1 (防波堤有り) 192分, 192分30秒)

【別添 1】漂流物の到達可能性のうち水位変動・流向ベクトル(7/10)



水位変動・流向ベクトル (基準津波 1 (防波堤有り) 193分, 193分30秒)

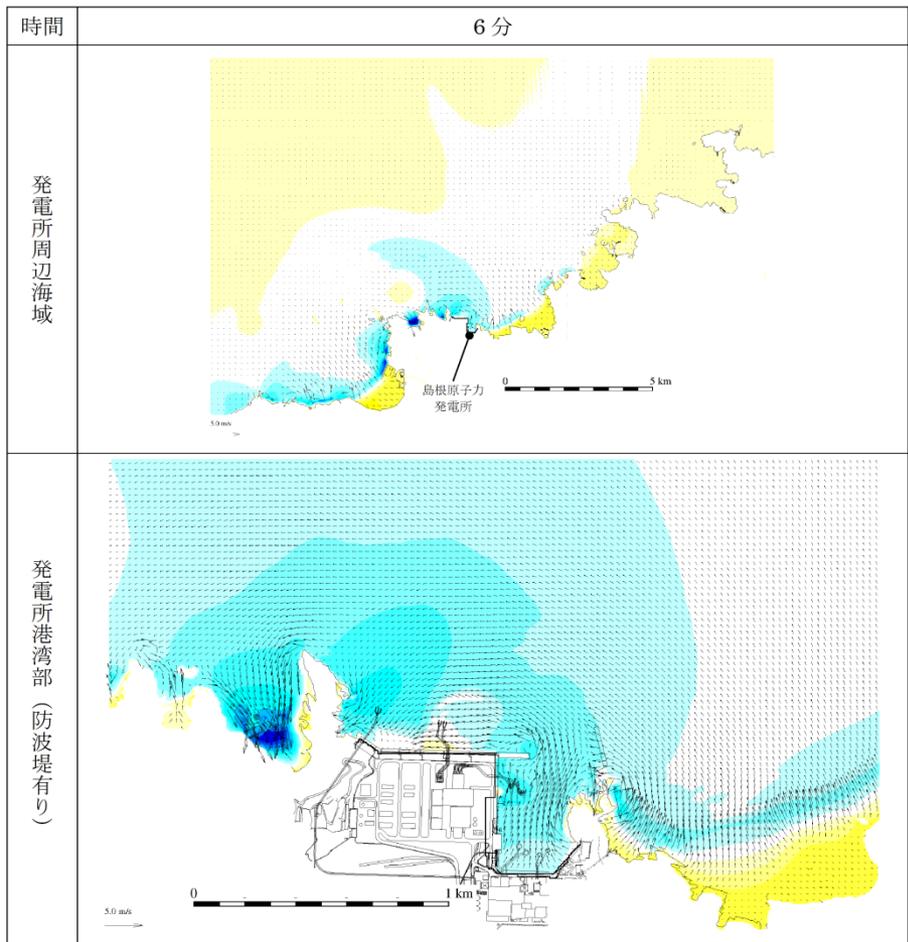
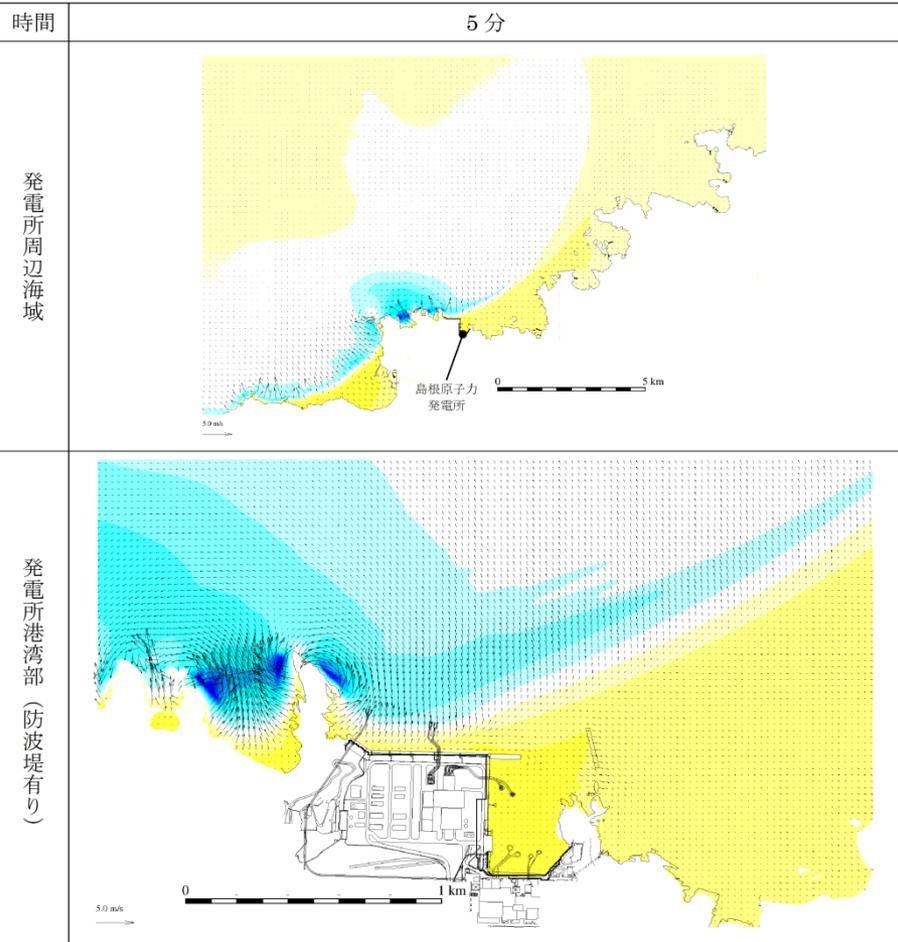
【別添 1】漂流物の到達可能性のうち水位変動・流向ベクトル(8/10)



水位変動・流向ベクトル (基準津波 4 (防波堤有り) 2分, 4分)

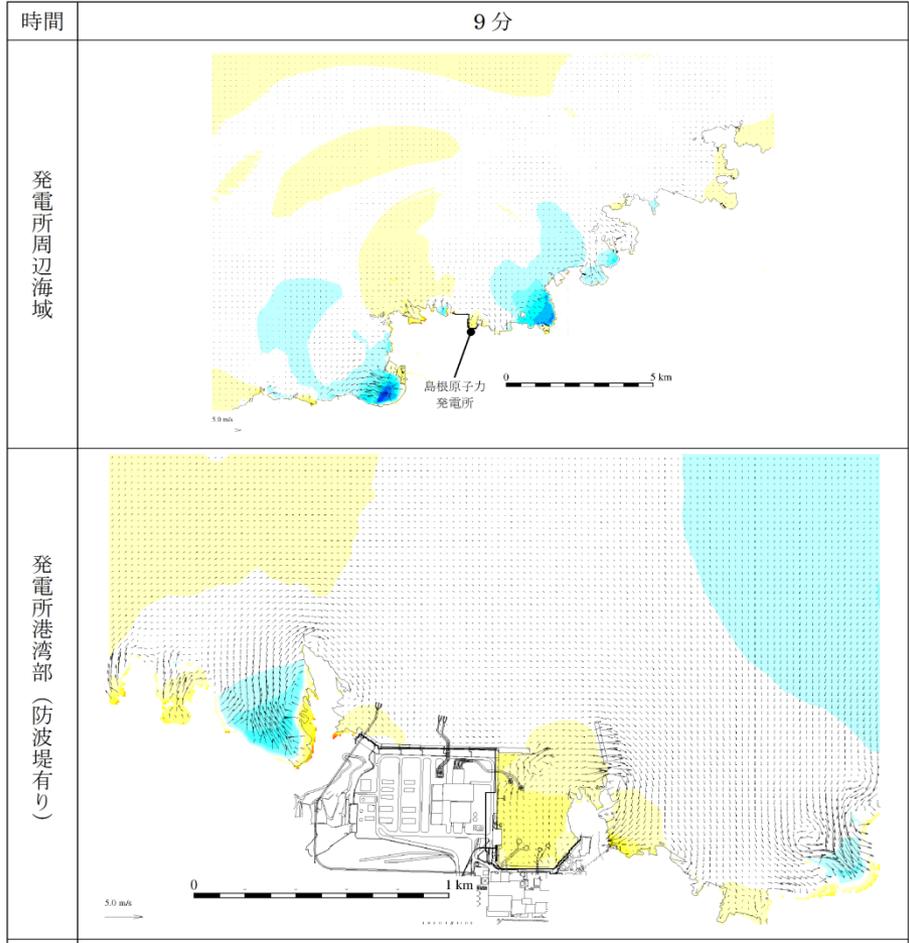
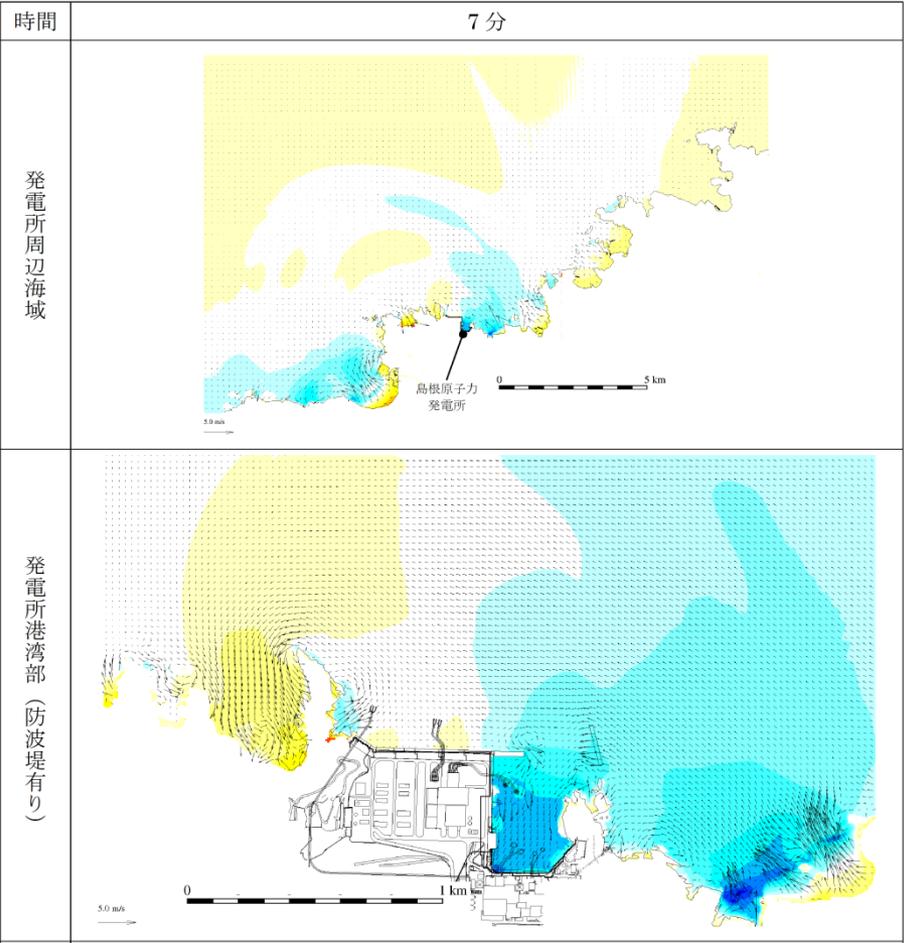
【別添 1】漂流物の到達可能性のうち水位変動・流向ベクトル(9/10)

第925回審査会合 資料1-2-1
P.36 再掲



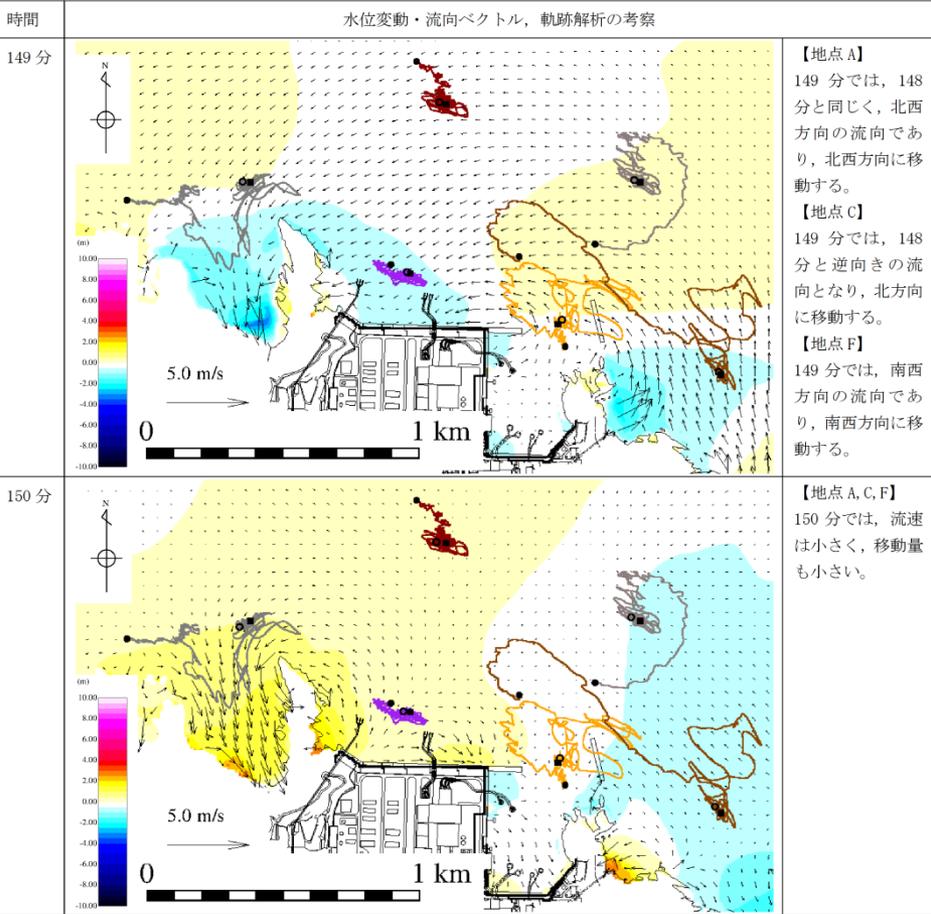
水位変動・流向ベクトル (基準津波 4 (防波堤有り) 5分, 6分)

【別添 1】漂流物の到達可能性のうち水位変動・流向ベクトル(10/10)



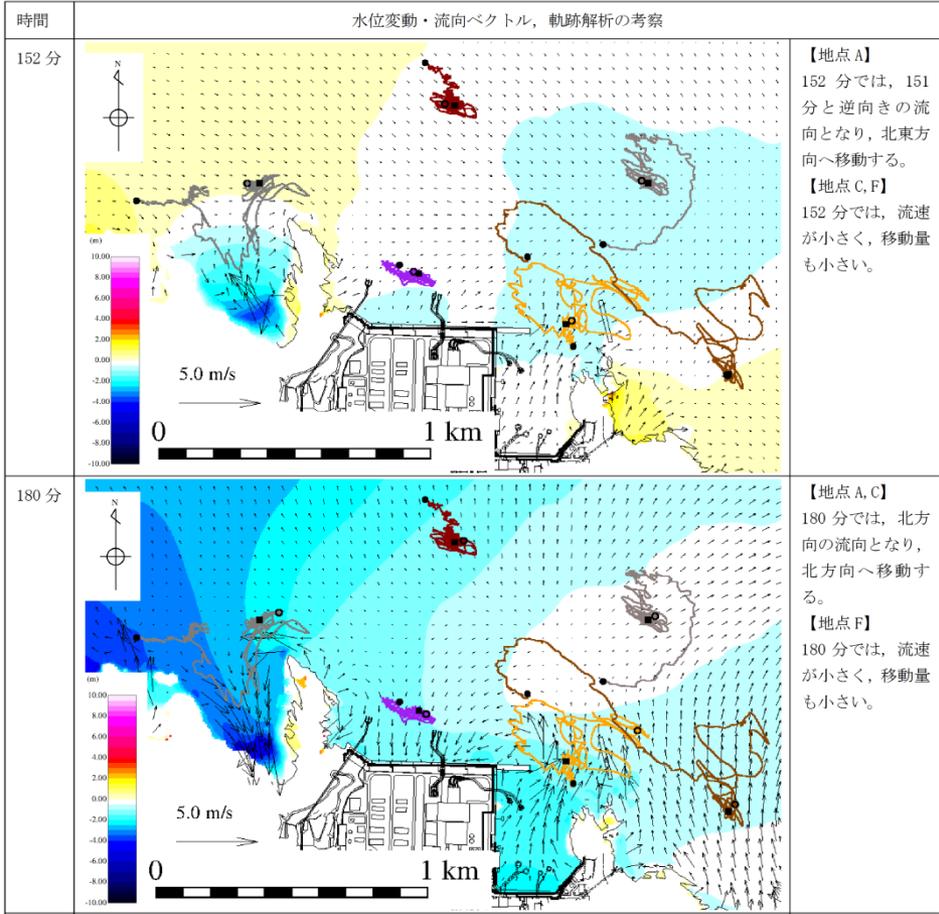
水位変動・流向ベクトル (基準津波 4 (防波堤有り) 7分, 9分)

➤ 基準津波 1（防波堤有り）の最大水位・流速を示す時間帯以前の軌跡解析の考察の例を示す。



凡例

- : 地点Aの軌跡
- : 地点Dの軌跡
- : 始点
- : 地点Bの軌跡
- : 地点Fの軌跡
- : 終点
- : ある時刻における軌跡の位置

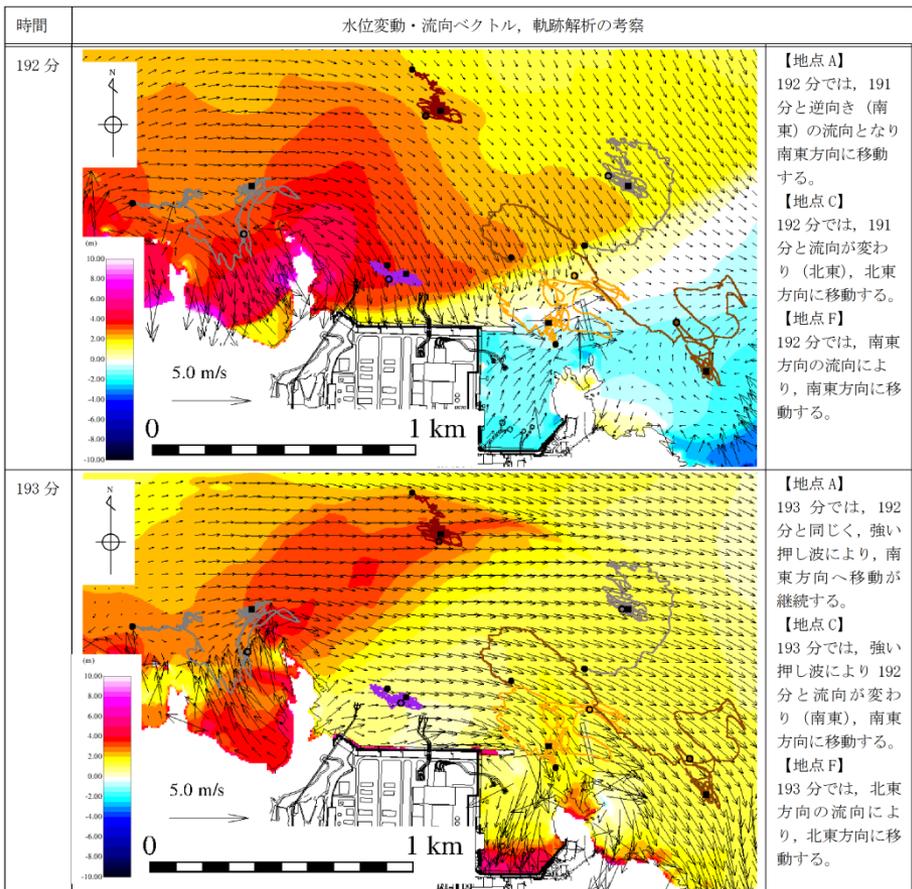
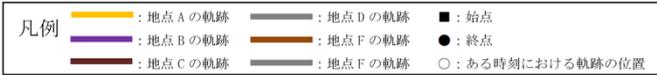
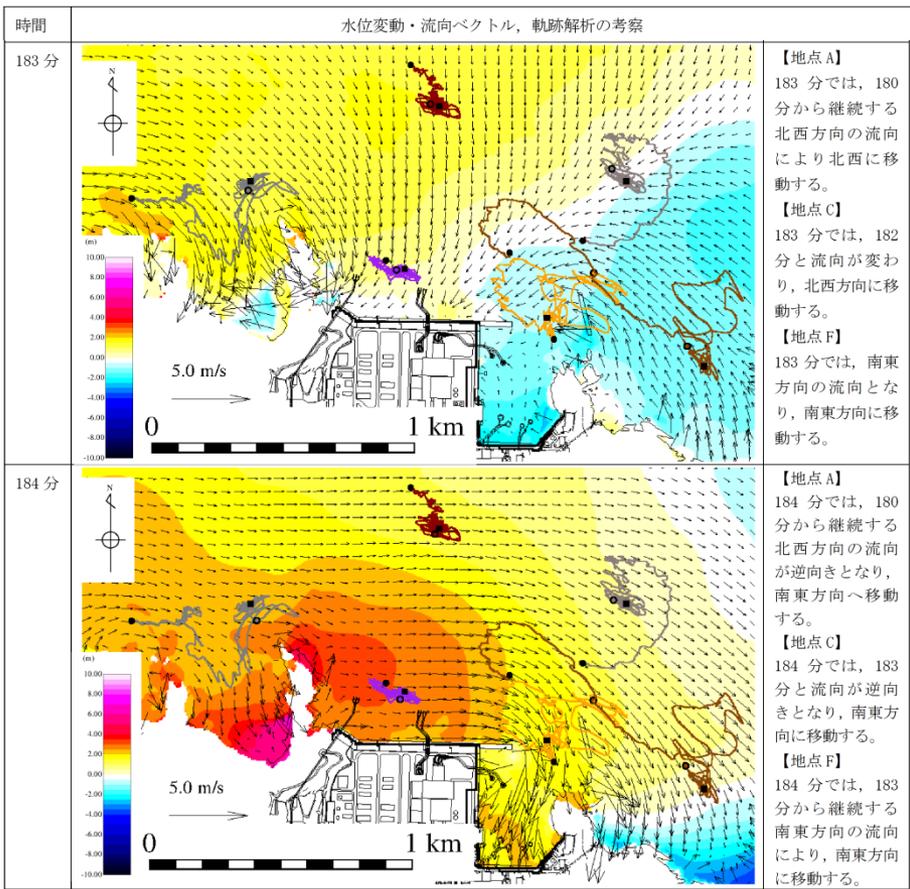


※153分から179分まで同様な傾向であり省略する。

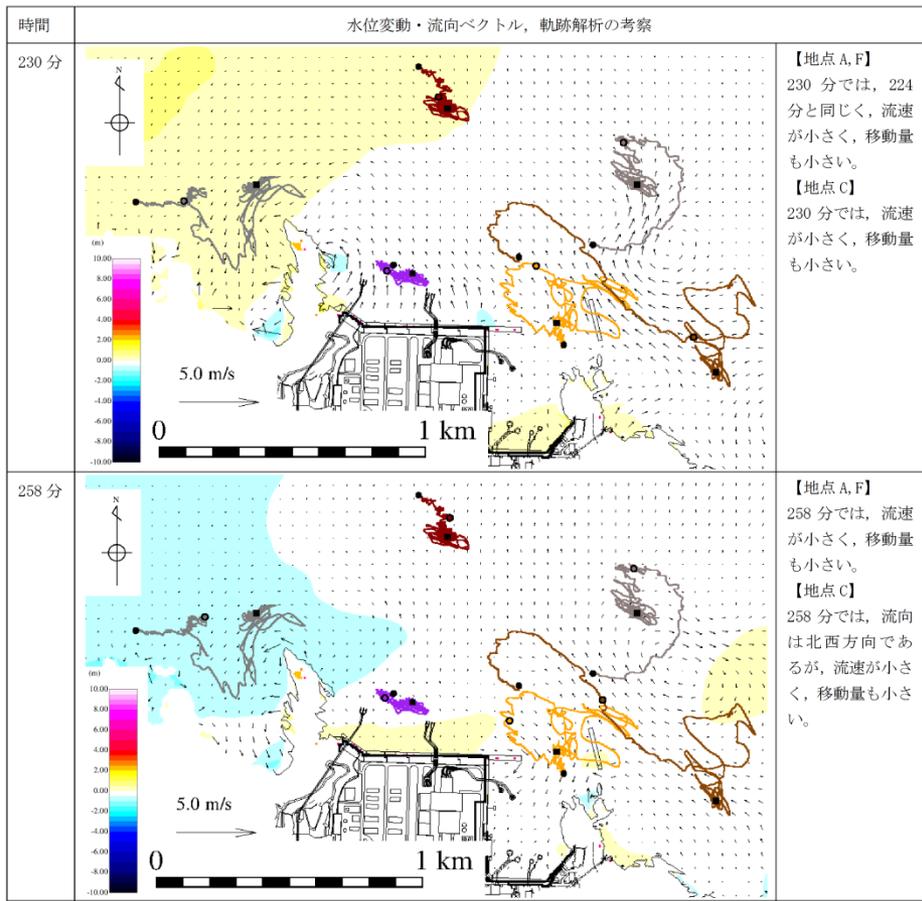
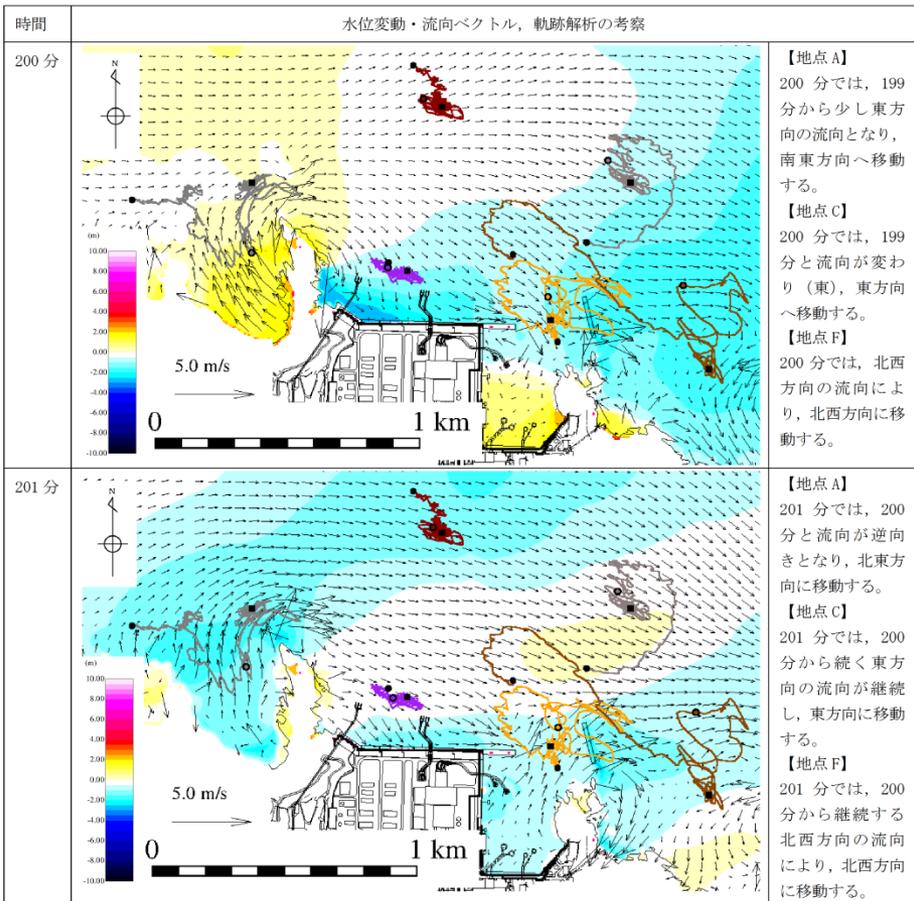
凡例

- : 地点Aの軌跡
- : 地点Dの軌跡
- : 始点
- : 地点Bの軌跡
- : 地点Fの軌跡
- : 終点
- : ある時刻における軌跡の位置

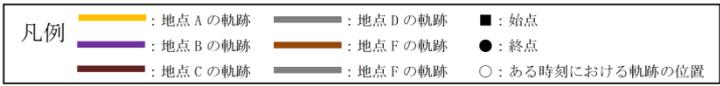
➤ 基準津波 1（防波堤有り）の最大水位・流速を示す時間帯の軌跡解析の考察の例を示す。



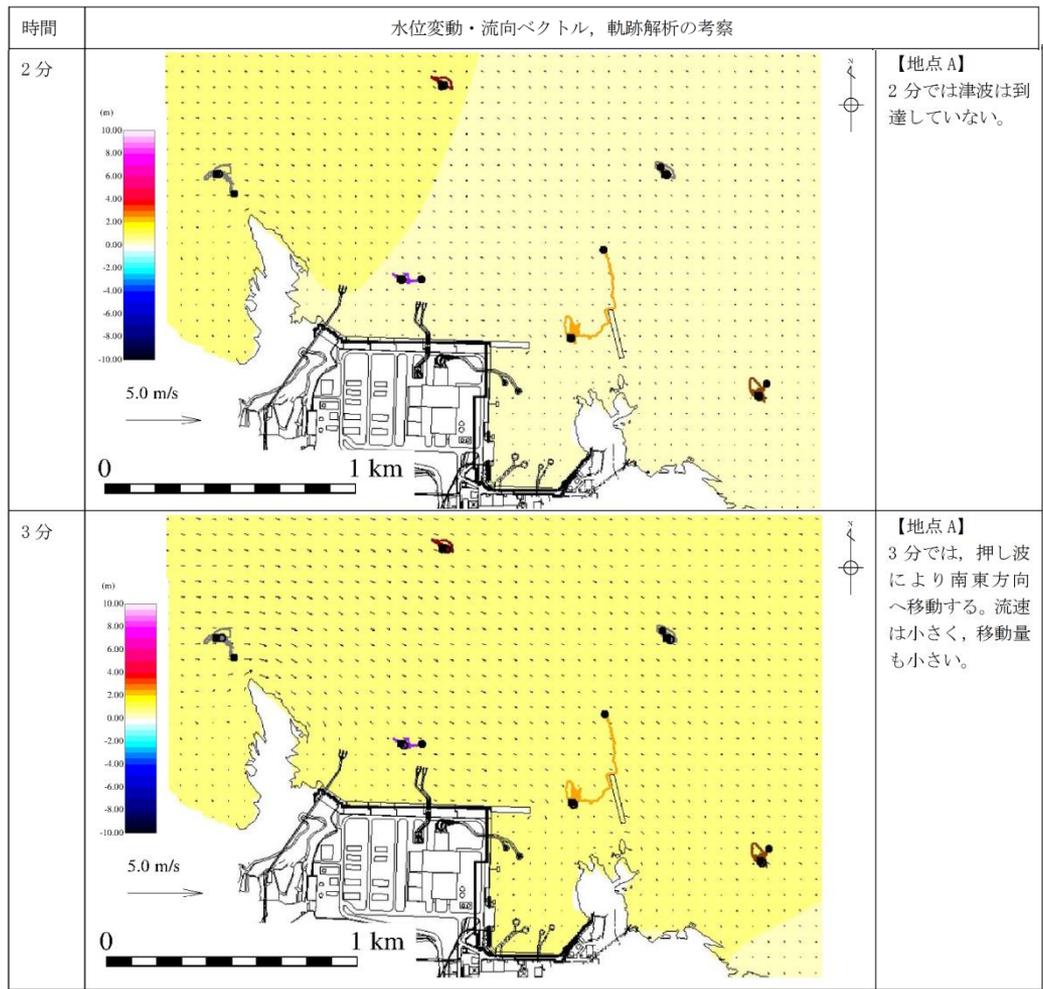
➤ 基準津波 1（防波堤有り）の最大水位・流速を示す時間帯以降の軌跡解析の考察の例を示す。



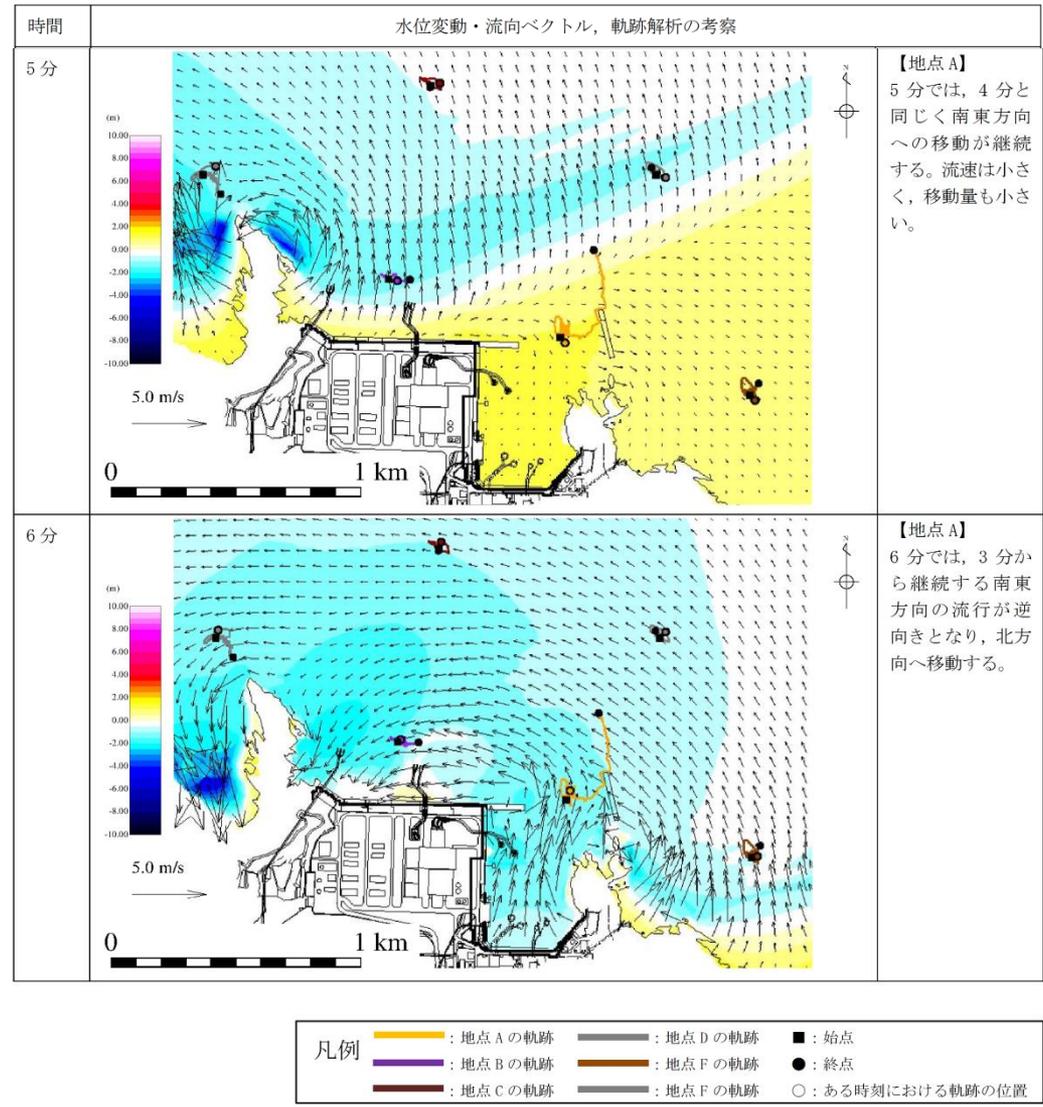
※231分から257分まで同様な傾向であり省略する。



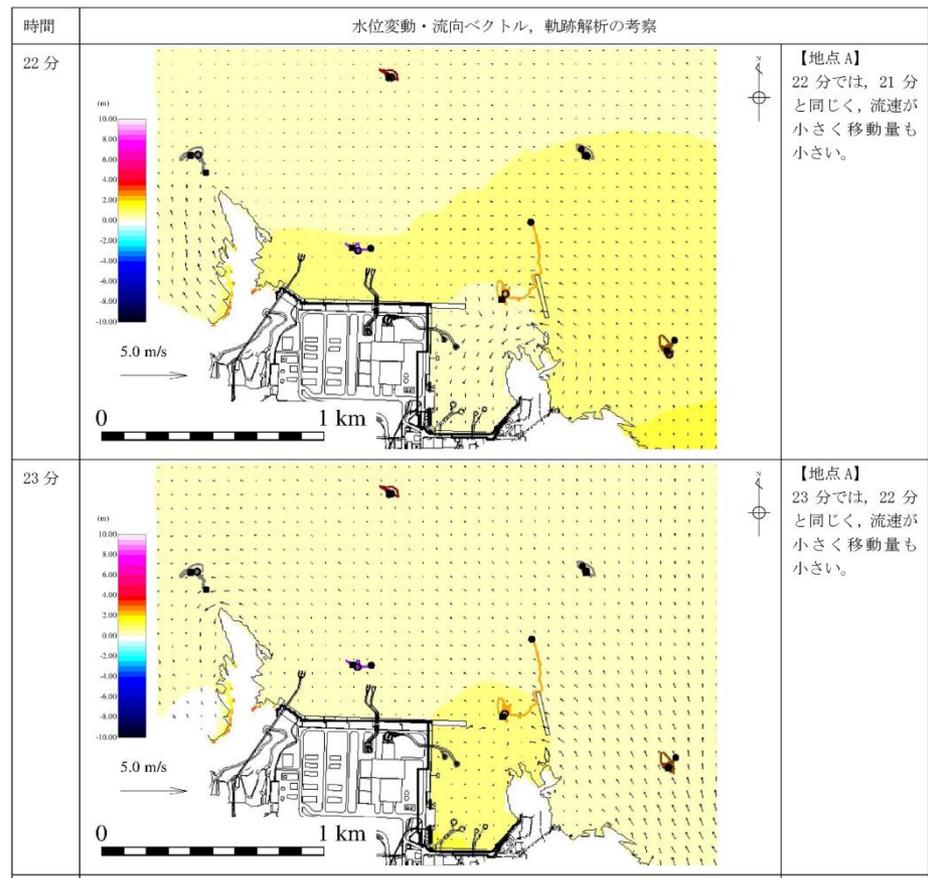
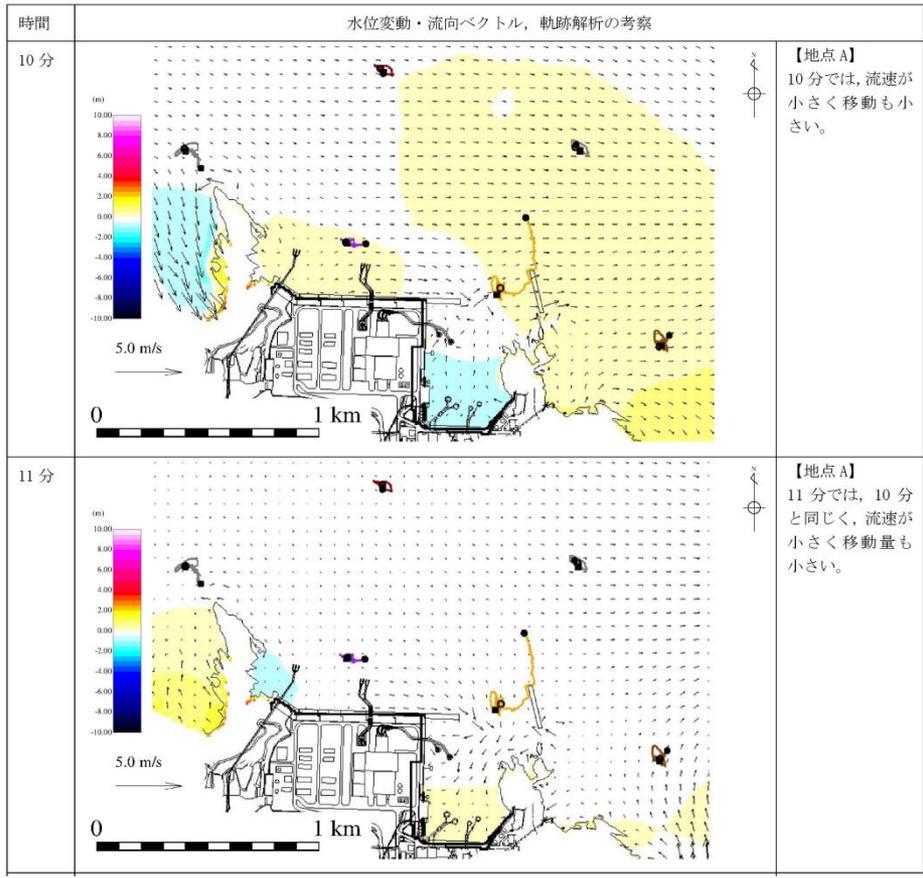
➤ 基準津波4（防波堤有り）の最大水位・流速を示す時間帯以前の軌跡解析の考察の例を示す。



➤ 基準津波4（防波堤有り）の最大水位・流速を示す時間帯の軌跡解析の考察の例を示す。



➤ 基準津波4（防波堤有り）の最大水位・流速を示す時間帯以降の軌跡解析の考察の例を示す。



凡例

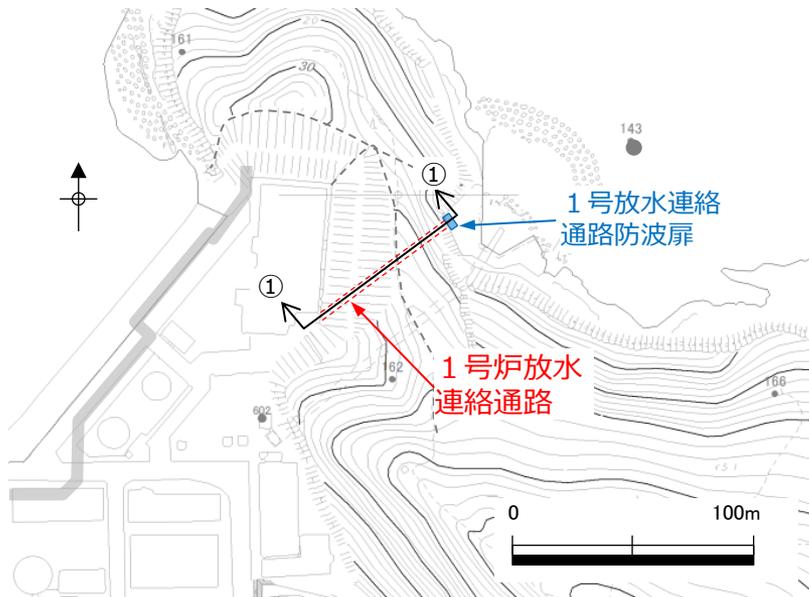
- ：地点Aの軌跡
- ：地点Dの軌跡
- ：始点
- ：地点Bの軌跡
- ：地点Fの軌跡
- ：終点
- ：地点Cの軌跡
- ：地点Fの軌跡
- ：ある時刻における軌跡の位置

凡例

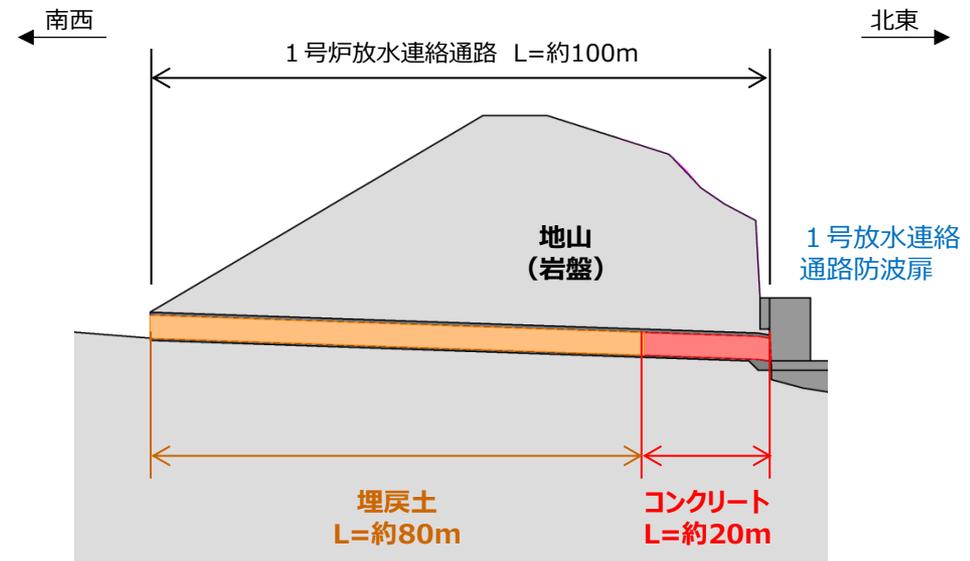
- ：地点Aの軌跡
- ：地点Dの軌跡
- ：始点
- ：地点Bの軌跡
- ：地点Fの軌跡
- ：終点
- ：地点Cの軌跡
- ：地点Fの軌跡
- ：ある時刻における軌跡の位置

【別紙3】1号炉放水連絡通路の閉塞について

- 1号炉放水連絡通路は、コンクリート等により充填することで閉塞する。1号炉放水連絡通路（内空幅2.5m×高さ2.75m）の閉塞イメージを以下に示す。



1号炉放水連絡通路 位置図



1号炉放水連絡通路の閉塞イメージ（①－①断面）

【別紙4】発電所周辺で操業する漁船について（1 / 5）

- ▶ 発電所周辺で操業する漁船について、漁業法等に基づく操業制限等及び操業状況を以下に示す。
- ▶ 漁業法等には航行に係る制限はなく、周辺漁港の漁船が施設護岸付近で航行する可能性は否定できない。

島根原子力発電所の周辺海域における漁船の操業制限及び操業状況

漁業の種類		操業制限等	島根原子力発電所周辺の操業状況	操業の不確かさ※
許可漁業	漁業法、水産資源保護法、農林省令、都道府県規則などにより、農林水産省大臣または都道府県知事が許可しなければ営むことができない漁業。大臣許可漁業と知事許可漁業に大別される。 なお、島根原子力発電所周辺では、沖合底引き網、小型機船底引き網、イカ釣り漁が営まれている。	・沖合底引き網漁 ・総トン数は15トン以上 ・5海里(約9km)以内での操業禁止	総トン数15トン (発電所から1km以遠で操業及び航行)	・考慮不要 (5海里(約9km)以内での操業禁止)
		・小型機船底引き網漁 ・総トン数は15トン未満 ・5海里(約9km)以内での操業禁止	最大総トン数15トン未満 (発電所から1km以遠で操業及び航行)	・考慮不要 (5海里(約9km)以内での操業禁止)
		・イカ釣り漁 ・総トン数と操業制限区域が定められている (総トン数10トン以上の漁船は10海里(約18km)以内における操業禁止)	最大総トン数10トン未満 (輪谷湾外の施設護岸から500m付近で操業及び航行) 最大総トン数19トン (発電所から1km以遠で操業及び航行)	・発電所周辺において操業制限はないため、総トン数10トン未満の漁船が、輪谷湾内外の施設護岸から500m以内で操業する可能性は否定できない ・考慮不要 (総トン数10トン以上の漁船は10海里(約18km)以内における操業が禁止されている)
		・ずわいがに漁 ・総トン数は10トン以上 ・操業制限区域が定められている (発電所近傍で操業可能)	発電所周辺における操業実態はない (恵曇漁港の総トン数15トンの底引き網漁船が許可を有している)	・発電所周辺において操業制限はないため、総トン数15トンの漁船が、輪谷湾内外の施設護岸から500m以内で操業する可能性は否定できない
		・すくい網漁 ・総トン数は10トン未満 ・操業制限区域が定められている (発電所近傍で操業可能)	発電所周辺における操業実態はない (総トン数10トン未満の漁船が、発電所から1km以遠で操業及び航行する)	・発電所周辺において操業制限はないため、総トン数10トン未満の漁船が、輪谷湾内外の施設護岸から500m以内で操業する可能性は否定できない
漁業権漁業	都道府県知事の免許によって設定される漁業権に基づく漁業。 なお、島根原子力発電所周辺の共同漁業では、第1種共同漁業(あわび、とこぶし、いわのり、うに等の採取漁業)、第2種共同漁業(雑魚小型定置漁業、ぶり・はまり固定式さし網漁業、ばいかごづけ漁業等)が営まれている。	・定置網漁 ・漁業権設定区域が定められている ・総トン数に制限はない	最大総トン数19トン (発電所から1km以遠で操業及び航行)	・考慮不要 (総トン数の制限はないが、漁業権設定区域が定められており、施設護岸から500m以内で操業することはない)
		・わかめ養殖漁 ・漁業権設定区域が定められている ・総トン数に制限はない	最大総トン数1トン未満 (輪谷湾内の施設護岸から500m付近で操業及び航行)	・考慮不要 (総トン数の制限はないが、漁業の特徴から、0.7~0.8トンの漁船で操業するのが一般的)
		・かご漁、サザエ網・カナギ漁等 ・漁業権設定区域が定められている ・総トン数に制限はない	最大総トン数3トン未満 (輪谷湾内の施設護岸から500m以内で操業及び航行)	・考慮不要 (総トン数の制限はないが、漁業の特徴から、小型の船による操業が一般的)
		・ぶり・はまち固定式刺網漁 ・漁業権設定区域が定められている ・総トン数に制限はない	発電所周辺における操業実態はない (御津漁港の総トン数3トン未満かご漁船が免許を有している)	
自由漁業	免許や許可を要しない漁業であって、水産資源の保護培養上、漁業の調整上とくに問題とならない一部の一本釣り漁業、延縄(はえなわ)漁業などの漁業が該当する。	・一本釣り漁 ・操業制限区域が定められていない ・総トン数に制限はない	最大総トン数1トン未満 (輪谷湾内の施設護岸から500m付近で操業及び航行) 最大総トン数10トン (発電所から1km以遠で操業及び航行)	・総トン数に制限はないが、代表的な一本釣り漁については、漁業の特徴から、総トン数5トン前後の漁船による操業が一般的であり、周辺の漁協で操業する一本釣り漁の漁船の最大を考慮 ・操業制限区域が定められていないため、施設護岸付近で操業する可能性は否定できない

※ 漁船の総トン数、操業区域の不確かさ

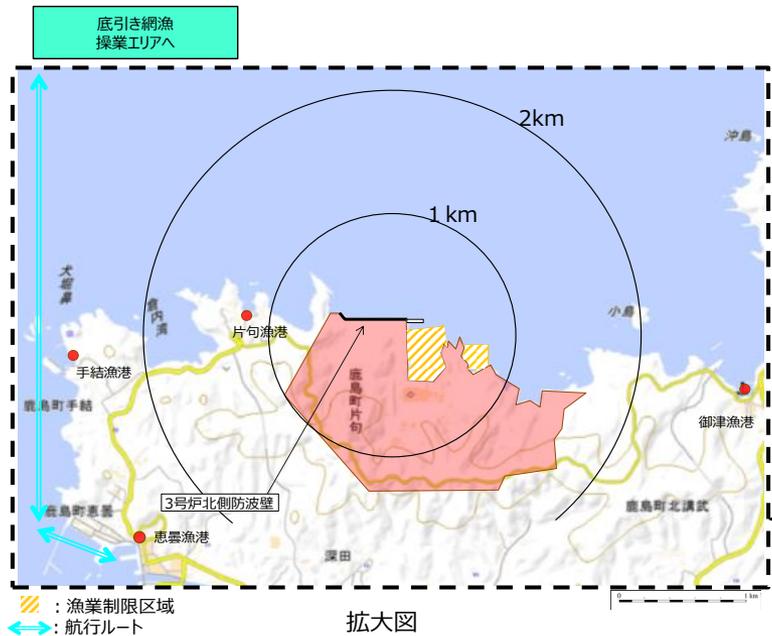
【別紙 4】発電所周辺で操業する漁船について (2 / 5)

発電所周辺における許可漁業 (1/2)

- 沖合底引き網及び小型機船底引き網の操業区域を図に，操業制限等を以下に示す。
- 沖合底引き網及び小型機船底引き網漁の漁船は，発電所から1km以遠で操業及び航行することを確認。

《操業制限等》

- ・5海里（約9km）以内における操業が禁止されている
- ・航行については制限がない



沖合底引き網及び小型機船底引き網の操業区域

注) 操業制限区域：指定漁業の許可及び取締り等に関する省令及び島根県漁業調整規則に基づき制限される操業区域
 操業区域：漂流物調査における操業状況を示した区域

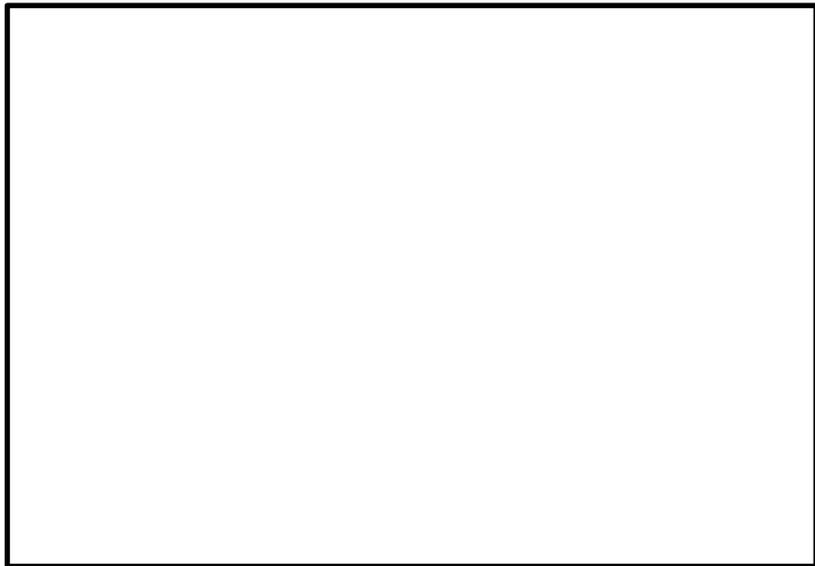
【別紙 4】発電所周辺で操業する漁船について (3 / 5)

発電所周辺における許可漁業 (2/2)

- ▶ イカ釣り漁の操業制限区域及び操業区域を図に、操業制限等を以下に示す。
- ▶ 総トン数10トン以上の漁船は発電所から2km以遠で、総トン数10トン未満の漁船は輪谷湾外の施設護岸から500m付近で操業及び航行することを確認。

《操業制限等》

- ・総トン数10トン以上の漁船は10海里(約18km)以内における操業が禁止されている
- ・航行については制限がない



(出典：小型いか釣り漁業許可証)



イカ釣り漁の操業制限区域



イカ釣り漁 (総トン数10トン未満) の操業区域

イカ釣り漁 (総トン数10トン以上) の操業区域

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

【別紙 4】発電所周辺で操業する漁船について（4 / 5）

発電所周辺における漁業権漁業（1 / 2）

- ▶ 島根原子力発電所周辺における漁業権漁業の漁業権設定区域を以下に示す。
- ▶ 漁業権設定区域が定められているが、航行については制限がないことを確認。



漁業権漁業の漁業権設定区域



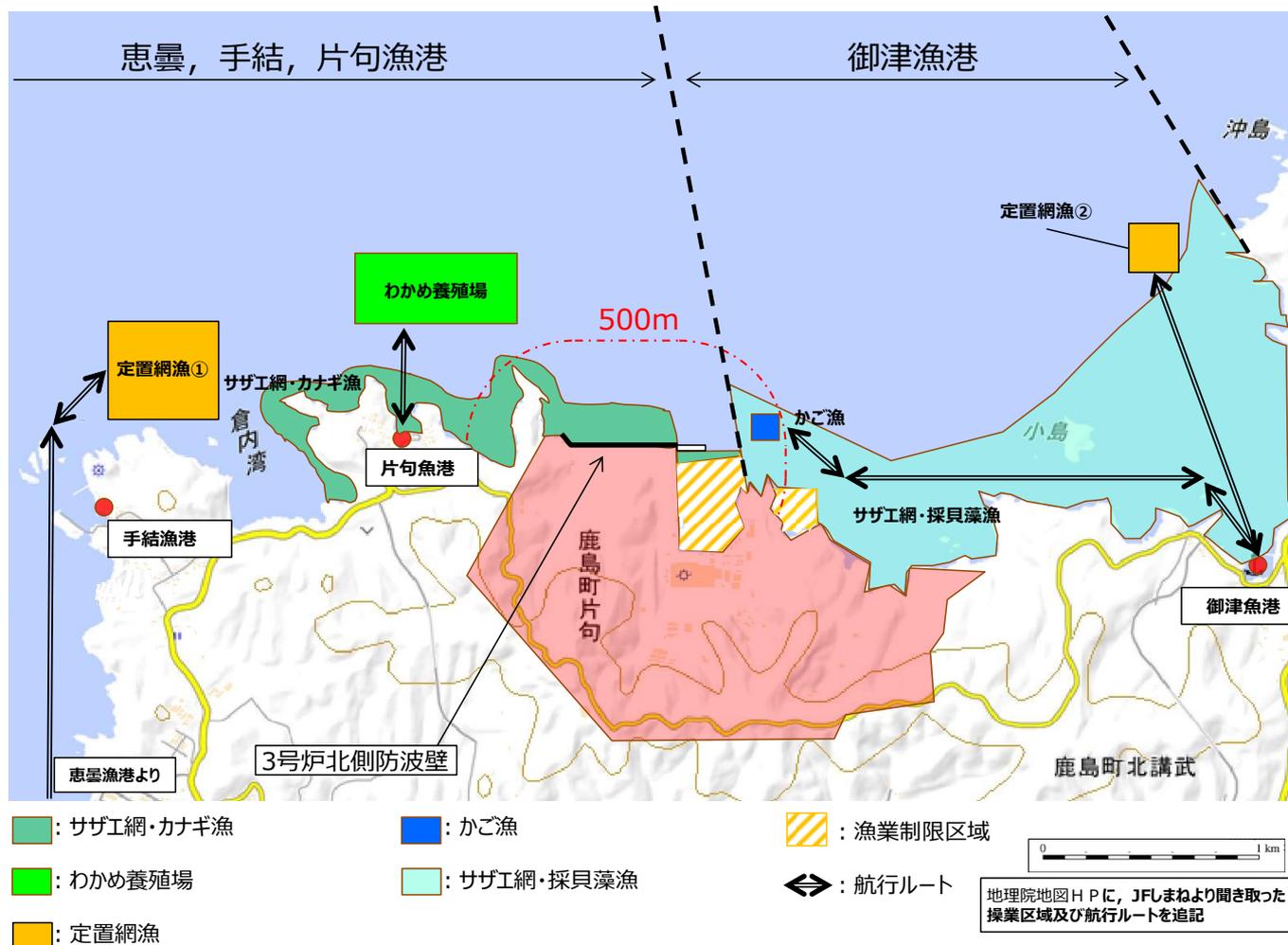
ぶり・はまち固定式刺網漁の漁業権設定区域

注) 漁業権設定区域：島根県知事の免許によって設定された漁業権に基づく区域

【別紙 4】発電所周辺で操業する漁船について（5 / 5）

発電所周辺における漁業権漁業（2 / 2）

- ▶ 島根原子力発電所周辺における漁業権漁業の操業区域を以下に示す。
- ▶ 定置網漁船は発電所から1 km以遠で、わかめ養殖漁船は輪谷湾内の施設護岸から500m付近で、かご漁、サザエ網・カナギ漁等の漁船は輪谷湾内の施設護岸から500m以内で操業及び航行することを確認。



漁業権漁業の操業区域

2. 漂流物衝突荷重の設定について

2. 1 基準津波の特性(流向・流速)について (1/6)

- 島根原子力発電所の津波防護施設に対して、日本海東縁部に想定される地震による津波（基準津波 1）及び海域活断層から想定される地震による津波（基準津波 4）における津波高さ及び流況（流向・流速）を確認した。
- 日本海東縁部に想定される地震による津波（基準津波 1）に対して入力津波高さはEL.+11.9m、海域活断層から想定される地震による津波（海域活断層上昇側最大ケース※）に対して入力津波高さはEL.+4.2mである。
- 施設護岸港湾内及び港湾外の防波壁前面における、最大流速発生時の流況確認結果を以下に示す。
- 上記各対象箇所の最大流速発生時刻近傍（最大時刻、最大時刻前後30秒）における水位分布と流向・流速ベクトル図、及び最大流速発生時刻における流速分布図を次項以降に示す。

※海域活断層上昇側最大ケースの津波は、基準津波 4 が水位下降側の津波として策定したものであることを踏まえ、津波の到達有無を評価したうえで、津波荷重と余震荷重の組合せの要否を判断するために設定したものであり、施設護岸又は防波壁において海域活断層から想定される地震による津波の最大水位を示す。

	対象箇所※1	基準津波※1	流向※1	最大流速※1	発生時刻
日本海東縁部に想定される地震による津波 (基準津波 1)	施設護岸港湾外防波壁前面	基準津波 1 (防波堤あり)	南	9.0m/s	181分27.10秒
	施設護岸港湾内防波壁前面	基準津波 1 (防波堤なし)	南東	9.0m/s	192分40.85秒
海域活断層から想定される地震による津波 (基準津波 4)	施設護岸港湾外防波壁前面	基準津波 4 (防波堤あり)	南西	3.3m/s	5分47.25秒
	施設護岸港湾内防波壁前面	基準津波 4 (防波堤なし)	東・南東※2	2.4m/s	7分22.30秒

※1 5条-別添1-添付18「漂流物の評価において考慮する津波の流速・流向について」参照
 ※2 代表として流向が東のケースについて、水位分布と流向・流速ベクトル図及び流速分布図を示す。

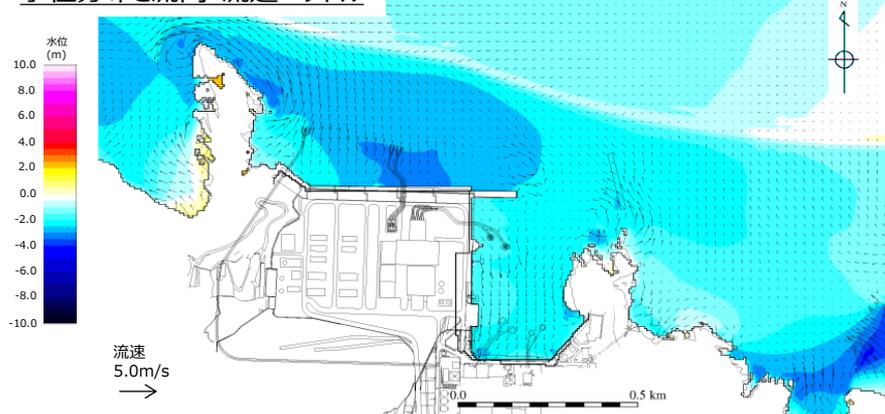
2. 1 基準津波の特性(流向・流速)について (2/6)

第925回審査会合 資料1-2-1
P.47 再掲

基準津波1(防波堤あり)_施設護岸港湾外防波壁前面

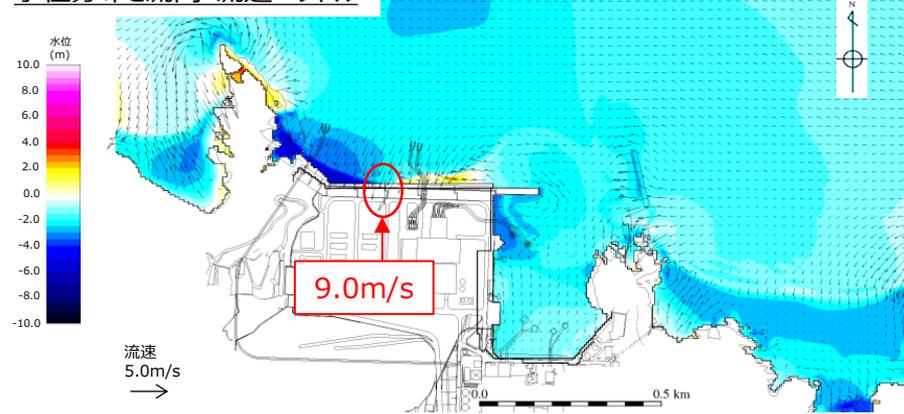
180分57.10秒(最大流速発生時刻 - 30秒)

水位分布と流向・流速ベクトル



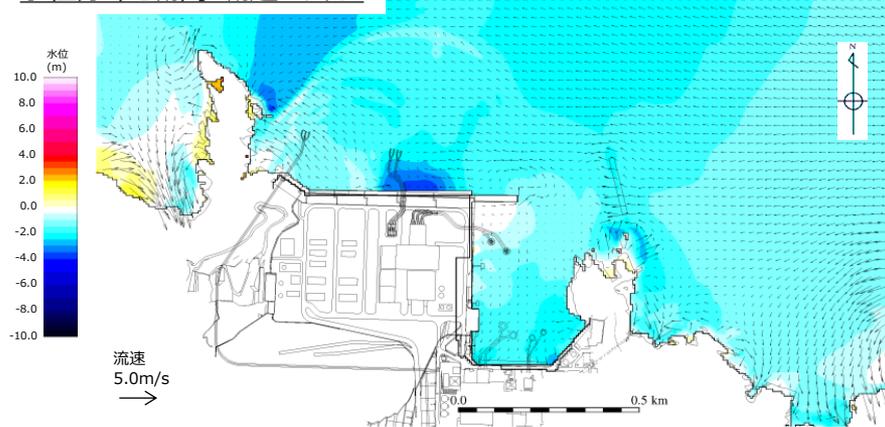
181分27.10秒(最大流速発生時刻)

水位分布と流向・流速ベクトル



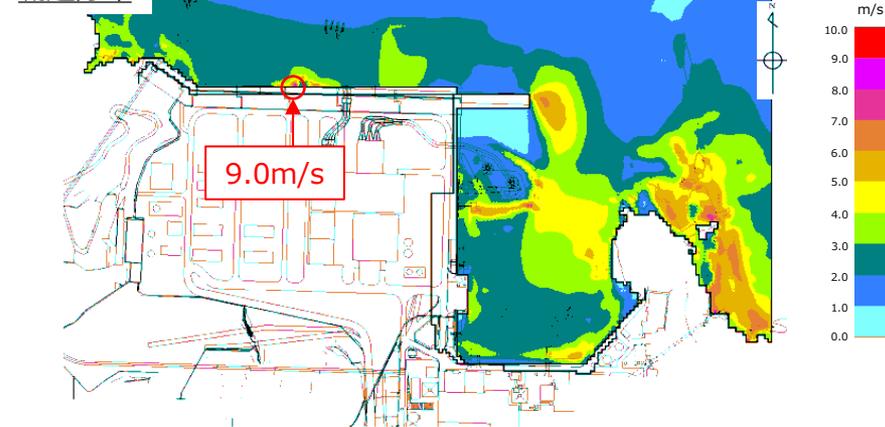
181分57.10秒(最大流速発生時刻 + 30秒)

水位分布と流向・流速ベクトル



181分27.10秒(流速方向:南)

流速分布



左上：最大流速発生時刻 - 30秒の水位分布と流向・流速ベクトル
左下：最大流速発生時刻 + 30秒の水位分布と流向・流速ベクトル

右上：最大流速発生時刻の水位分布と流向・流速ベクトル
右下：最大流速発生時刻の流速分布

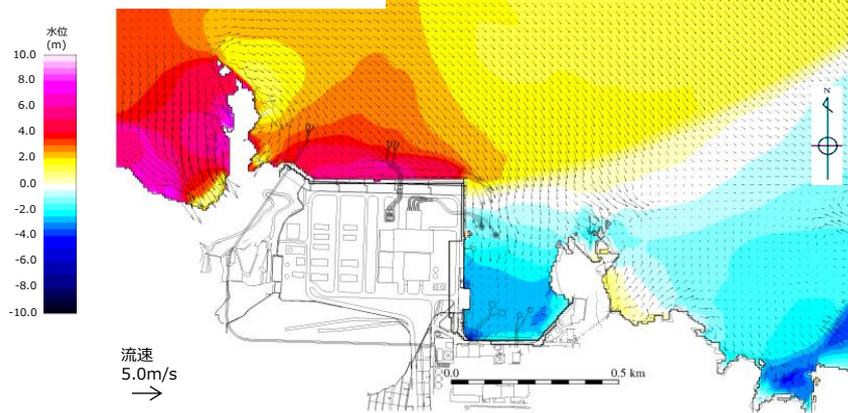
2. 1 基準津波の特性(流向・流速)について (3/6)

第925回審査会合 資料1-2-1
P.48 再掲

基準津波1(防波堤なし)_施設護岸港湾内防波壁前面

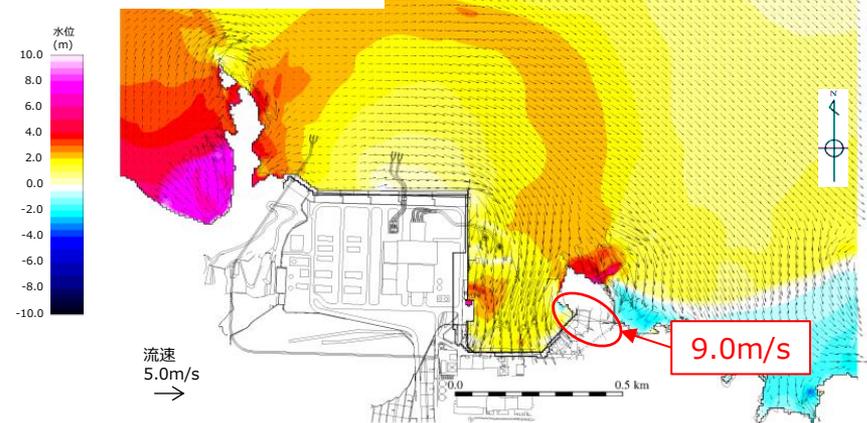
192分10.85秒(最大流速発生時刻 - 30秒)

水位分布と流向・流速ベクトル



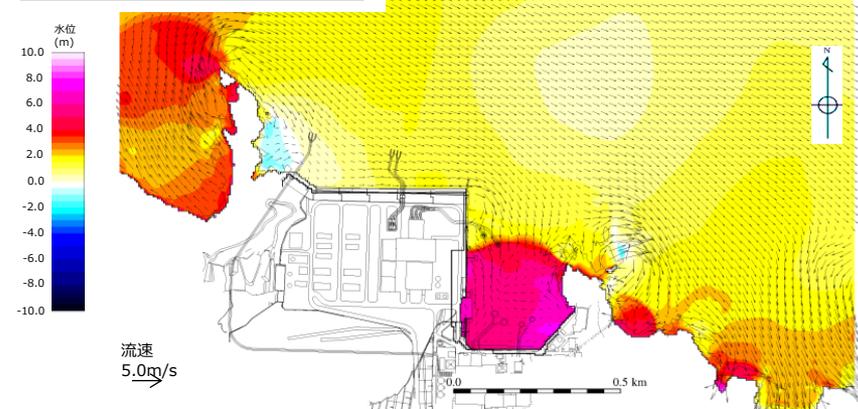
192分40.85秒(最大流速発生時刻)

水位分布と流向・流速ベクトル



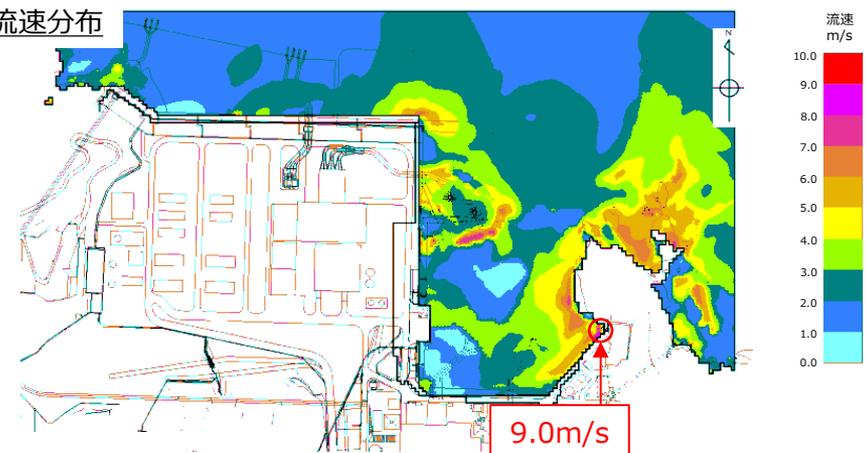
193分10.85秒(最大流速発生時刻 + 30秒)

水位分布と流向・流速ベクトル



192分40.85秒(流速方向：南東)

流速分布



左上：最大流速発生時刻 - 30秒の水位分布と流向・流速ベクトル
左下：最大流速発生時刻 + 30秒の水位分布と流向・流速ベクトル

右上：最大流速発生時刻の水位分布と流向・流速ベクトル
右下：最大流速発生時刻の流速分布

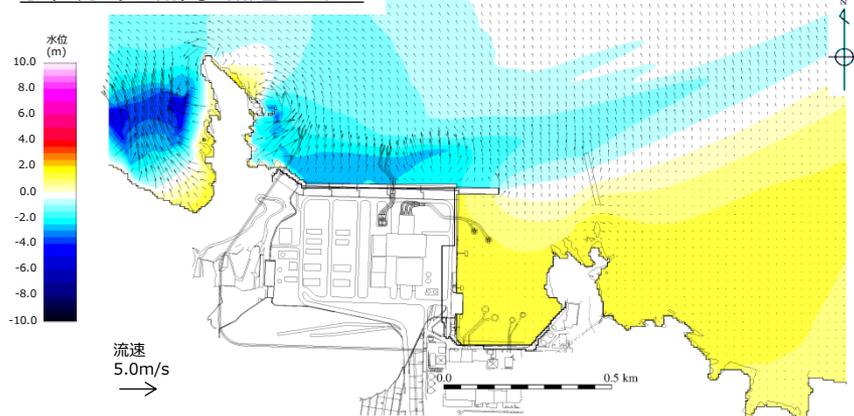
2. 1 基準津波の特性(流向・流速)について (4/6)

第925回審査会合 資料1-2-1
P.49 再掲

基準津波4(防波堤あり)_施設護岸港湾外防波壁前面

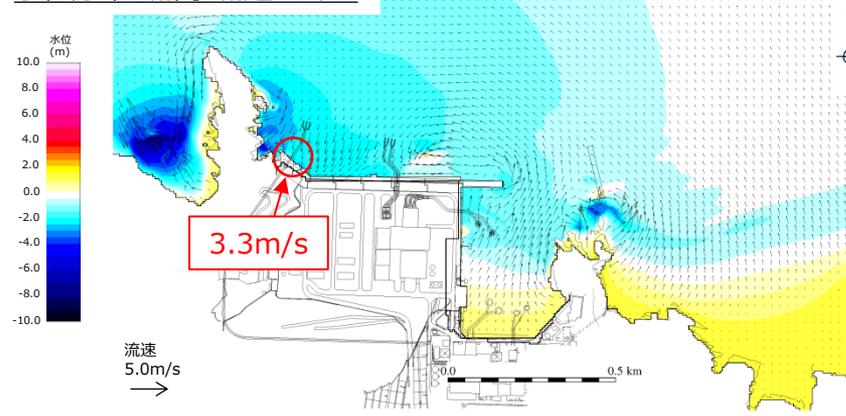
5分17.25秒(最大流速発生時刻 - 30秒)

水位分布と流向・流速ベクトル



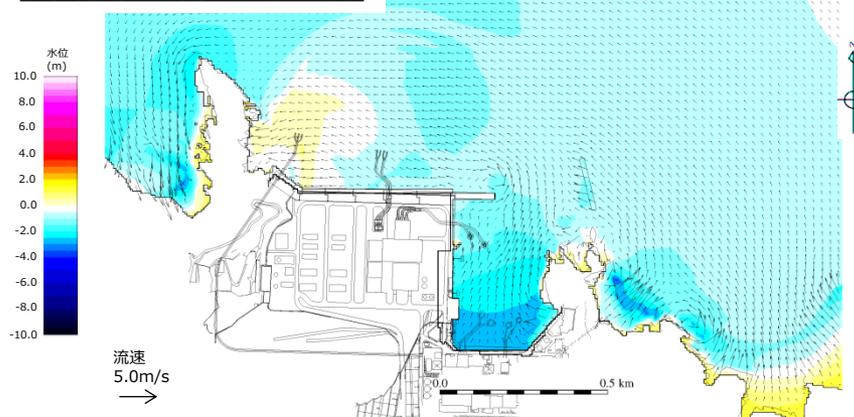
5分47.25秒(最大流速発生時刻)

水位分布と流向・流速ベクトル



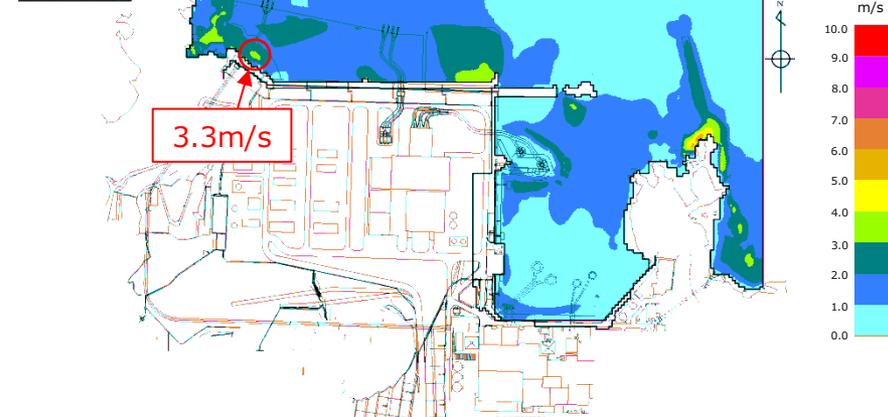
6分17.25秒(最大流速発生時刻 + 30秒)

水位分布と流向・流速ベクトル



5分47.25秒(流速方向:南西)

流速分布



左上：最大流速発生時刻 - 30秒の水位分布と流向・流速ベクトル
左下：最大流速発生時刻 + 30秒の水位分布と流向・流速ベクトル

右上：最大流速発生時刻の水位分布と流向・流速ベクトル
右下：最大流速発生時刻の流速分布

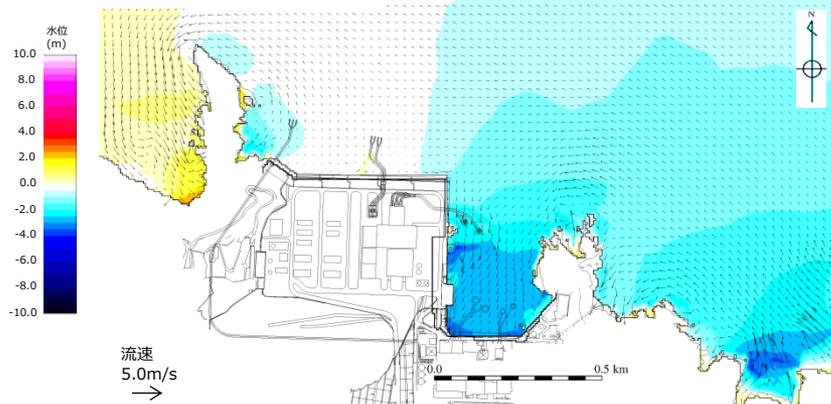
2. 1 基準津波の特性(流向・流速)について (5/6)

第925回審査会合 資料1-2-1
P.50 再掲

基準津波4(防波堤なし)_施設護岸港湾内防波壁前面

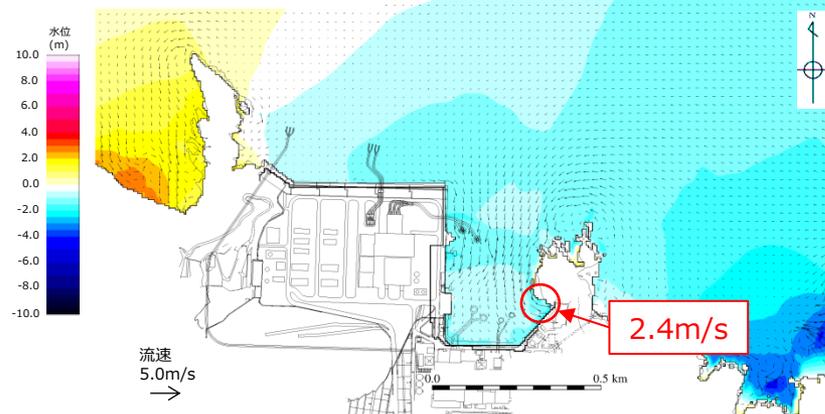
6分52.30秒(最大流速発生時刻 - 30秒)

水位分布と流向・流速ベクトル



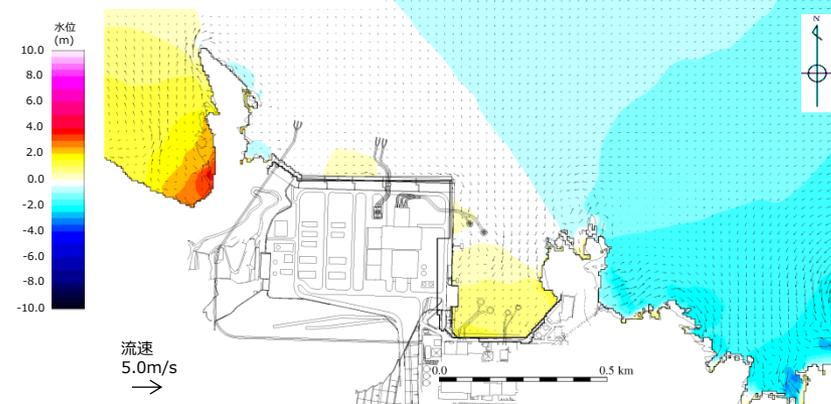
7分22.30秒(最大流速発生時刻)

水位分布と流向・流速ベクトル



7分52.30秒(最大流速発生時刻 + 30秒)

水位分布と流向・流速ベクトル



7分22.30秒(流速方向 : 東)

流速分布



左上：最大流速発生時刻 - 30秒の水位分布と流向・流速ベクトル
左下：最大流速発生時刻 + 30秒の水位分布と流向・流速ベクトル

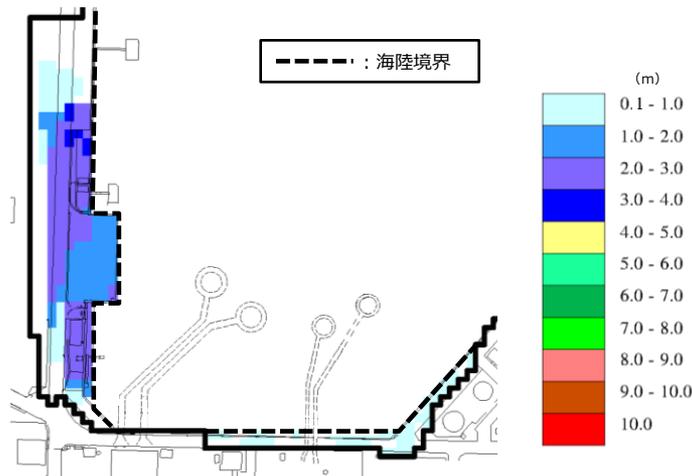
右上：最大流速発生時刻の水位分布と流向・流速ベクトル
右下：最大流速発生時刻の流速分布

2. 1 基準津波の特性(流向・流速)について (6/6)

第925回審査会合 資料1-2-1
P.51 再掲

- 日本海東縁部に想定される地震による津波（基準津波1）に対して、保守的に荷揚場周辺を沈下（防波壁前面を一律1m沈下させる）させた場合の荷揚場付近の最大浸水深分布※を下図に示す。
- 荷揚場周辺における流速評価結果を下表に示しており、遡上域における最大流速を示す地点における8.0m/sを超える時間は極めて短い（1秒以下である）が、最大流速は11.9m/s※が確認された。

※ 5条-別添1-添付31「施設護岸の漂流物評価における遡上域の範囲及び流速について」参照

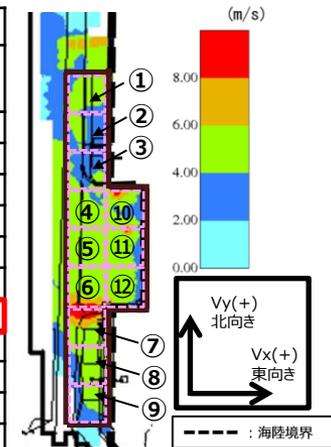


基準津波1（防波堤無し）

荷揚場付近の最大浸水深分布

各地点の流速評価結果

地点	Vx方向 最大流 速 (m/s)	Vy方向 最大流 速 (m/s)	全方向最大流速(m/s)		
			Vx方向 流速	Vy方向 流速	全方向流速 ($\sqrt{Vx^2+Vy^2}$)
1	-4.2	2.1	-4.2	1.9	4.6
2	-4.0	2.5	-4.0	1.4	4.2
3	-6.7	2.1	-6.7	-0.8	6.8
4	-3.6	3.7	-3.2	3.4	4.6
5	-3.6	3.8	-3.6	3.7	5.1
6	-5.5	4.1	-5.5	2.7	6.1
7	-11.8	3.4	-11.8	1.1	11.9
8	-5.3	1.5	-5.3	1.3	5.4
9	-5.9	1.9	-5.9	1.6	6.1
10	4.8	-7.6	4.8	-7.6	9.0
11	-8.9	2.5	-8.9	-1.2	9.0
12	-2.7	5.1	-1.4	5.1	5.3



(切上げの関係で値が合わない場合がある)

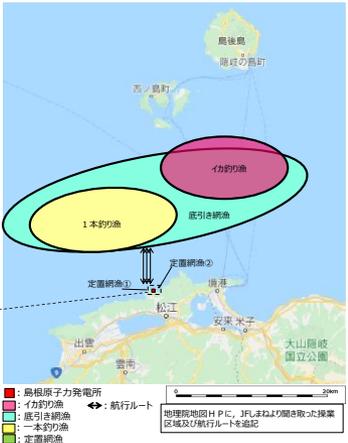
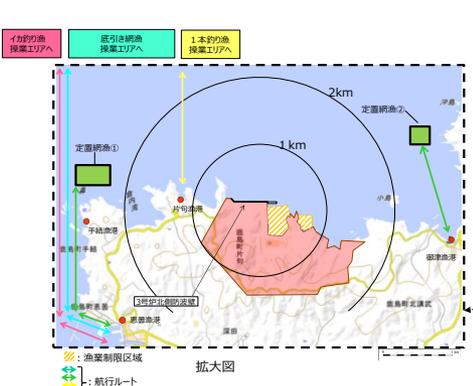
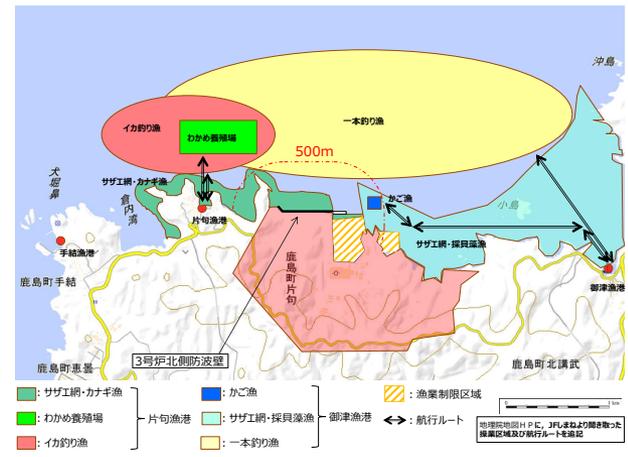
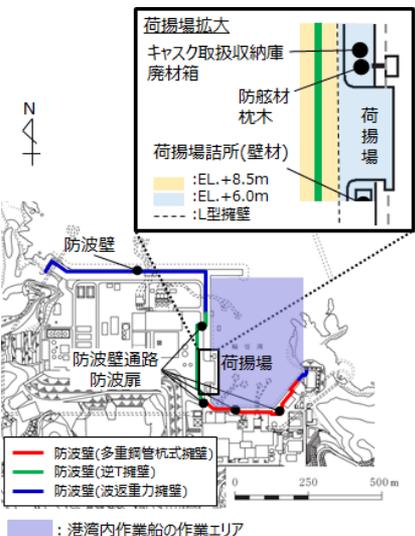
2. 2 対象漂流物の配置位置及び種類等 (1)

- 日本海東縁部に想定される地震による津波及び海域活断層から想定される地震による津波に対する津波防護施設の評価において、基本とする設計条件として設定する対象漂流物及びその設置位置を以下に示す。
- 対象漂流物のうち漁船については、基本とする設計条件に加え、島根原子力発電所周辺海域で操業する漁船の漁業法の制限等を踏まえて漁船の総トン数、操業区域及び航行の不確かさを考慮し、津波防護施設の評価に総トン数19トンの漁船を対象とする。

津波防護施設に考慮する漂流物について

	基本とする設計条件として設定する対象漂流物		不確かさを考慮した設計条件として設定する対象漂流物(漁船)	
	日本海東縁部に想定される地震による津波	海域活断層から想定される地震による津波	日本海東縁部に想定される地震による津波	海域活断層から想定される地震による津波
輪谷湾内に面する津波防護施設 対象：波返重力擁壁（輪谷部）， 逆T擁壁， 多重鋼管杭式擁壁， 防波壁通路防波扉	対象：キャスク取扱収納庫※1,2, 3トン漁船 種類：鋼製構造物（鋼製）， 船舶（FRP製） 質量：約4.3t×2基，約9t	対象：10トン作業船※1, 3トン漁船 種類：船舶(FRP製) 質量：約30t，約9t	対象：19トン漁船 種類：船舶（FRP製） 質量：約57t	
外海に面する津波防護施設 対象：波返重力擁壁（北側）	対象：10トン漁船 種類：船舶(FRP製) 質量：約30t	対象：10トン作業船※1, 10トン漁船 種類：船舶(FRP製) 質量：約30t		

※1：詳細設計段階において、キャスク取扱収納庫の撤去や作業船の変更等の対策を踏まえ、対象漂流物を選定
※2：2基が隣接して設置されているため、2基分の衝突を考慮



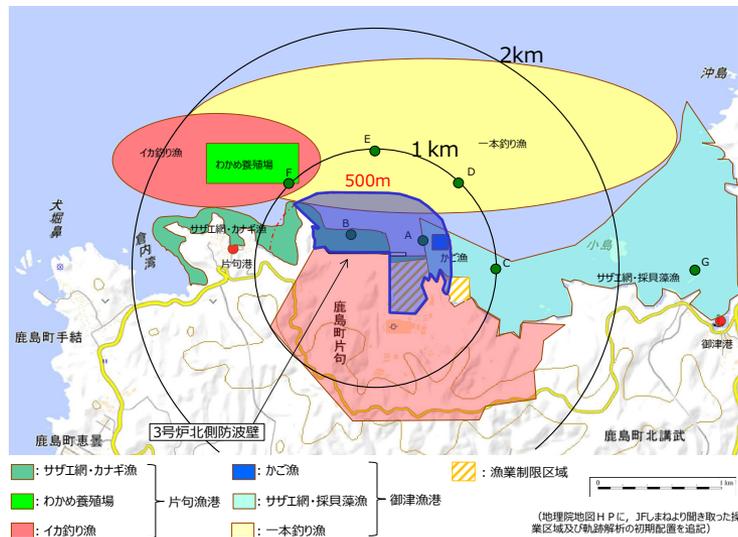
港湾内に面する津波防護施設に考慮する漂流物の配置

発電所沿岸で操業する漁船の操業区域

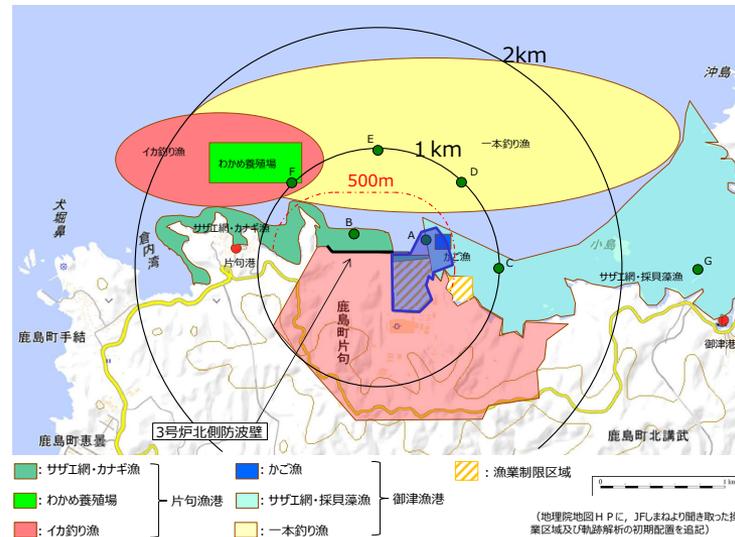
発電所沖合で操業する漁船(総トン数10トン以上)の操業区域

2. 2 対象漂流物の配置位置及び種類等 (2)

■ 各津波防護施設に対する漂流物配置を以下に示す。

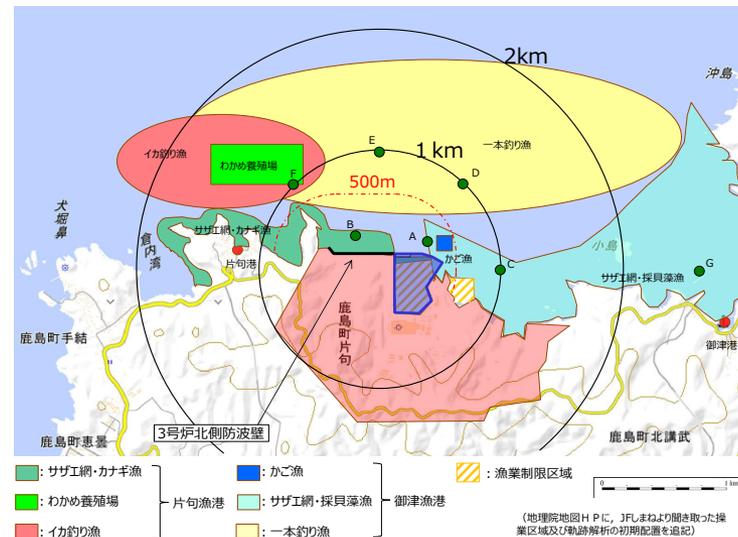


防波壁 (波返重力擁壁)



防波壁 (逆T擁壁)

■ : 津波防護施設から500mの範囲



防波壁 (多重鋼管杭式擁壁)

2. 3 既往の漂流物荷重算定式の整理

- 漂流物荷重算定式は、運動量理論に基づく推定式や実験に基づく推定式等があり、対象漂流物の種類や仕様により適用性が異なるため、既往の荷重算定式を整理した。以下に、算定式のまとめ一覧を示す。

	出典	種類	概要	算定式の根拠（実験条件）
①	松富ほか (1999)	流木	津波による流木の衝突力を提案している。本式は円柱形状の流木が縦向きに衝突する場合の衝突力評価式である。	「実験に基づく推定式」 ・見かけの質量係数に関する水路実験 ・衝突荷重に関する空中での実験 水理模型実験及び空中衝突実験において、流木(植生林ではない丸太)を被衝突体の前面(2.5m以内)に設置した状態で衝突させている。
②	池野・田中 (2003)	流木	円柱以外にも角柱,球の形状をした木材による衝突力を提案している。	「実験に基づく推定式」(縮尺1/100の模型実験)受圧板を陸上構造物と想定し,衝突体を受圧板前面80cm(現地換算80m)離れた位置に設置した状態で衝突させた実験である。模型縮尺(1/100)を考慮した場合,現地換算で直径2.6~8mの仮定となる。
③	道路橋示方書 (2002)	流木等	橋(橋脚)に自動車,流木あるいは船舶等が衝突する場合の衝突力を定めている。	漂流物が流下(漂流)してきた場合に,表面流速(津波流速)を与えることで漂流流速に対する荷重を算定できる。
④	津波漂流物対策施設設計ガイドライン (2014)	漁船等	漁船の仮想重量と漂流物流速から衝突エネルギーを提案している。	「漁港・漁場の施設の設計の手引」(2003)に記載されている,接岸エネルギーの算定式に対し,接岸速度を漂流物速度とすることで,衝突エネルギーを算定。
⑤	FEMA (2012)	流木・ コンテナ	漂流物による衝突力を正確に評価するのは困難としながら,一例として評価式を示している。	「運動方程式に基づく衝突力方程式」非減衰系の振動方程式に基づいており,衝突体及び被衝突体の両方とも完全弾性体としている。
⑥	水谷ほか (2005)	コンテナ	津波により漂流するコンテナの衝突力を提案している。	「実験に基づく推定式」(縮尺1/75の模型実験)使用コンテナ:長さを20ftと40ft,コンテナ重量:0.2N~1.3N程度遡上流速:1.0m/s以下,材質:アクリル
⑦	有川ほか (2007)	流木・ コンテナ	コンクリート構造物に鋼製構造物(コンテナ等)が漂流衝突する際の衝突力を提案している。	「接触理論に基づく推定式」(縮尺1/5の模型実験)使用コンテナ:長さ1.21m,高さ0.52m,幅0.49m衝突速度:1.0~2.5m/s程度,材質:鋼製

2. 4 詳細設計段階における漂流物衝突荷重の設定方針（1 / 6）

- 漂流物衝突荷重（以下、衝突荷重）については、漂流物が津波と遭遇する位置や漂流物の種類・仕様が衝突荷重の大きさに関係することから、詳細設計段階において以下のとおり検討する。
 - 津波防護施設の評価において、基本とする設計条件として設定する対象漂流物は、漂流物評価結果及び対策等を踏まえて決定する。
 - 衝突荷重の算定に当たっては、漂流物の位置、種類、仕様、ソリトン分裂波・砕波の発生の有無等に応じて、既往の衝突荷重の算定式や非線形構造解析を適切に選定する。
 - 衝突荷重の主な影響因子として、「対象漂流物、衝突速度、衝突位置、荷重組合せ」を抽出した。衝突荷重の評価に当たっては、下表のとおり設計上の考慮を行う。
 - 衝突荷重の影響を踏まえ、津波防護施設の各部位の照査の結果、津波防護施設本体の性能目標を維持することを確認し、維持できない場合は漂流物対策を講じる。

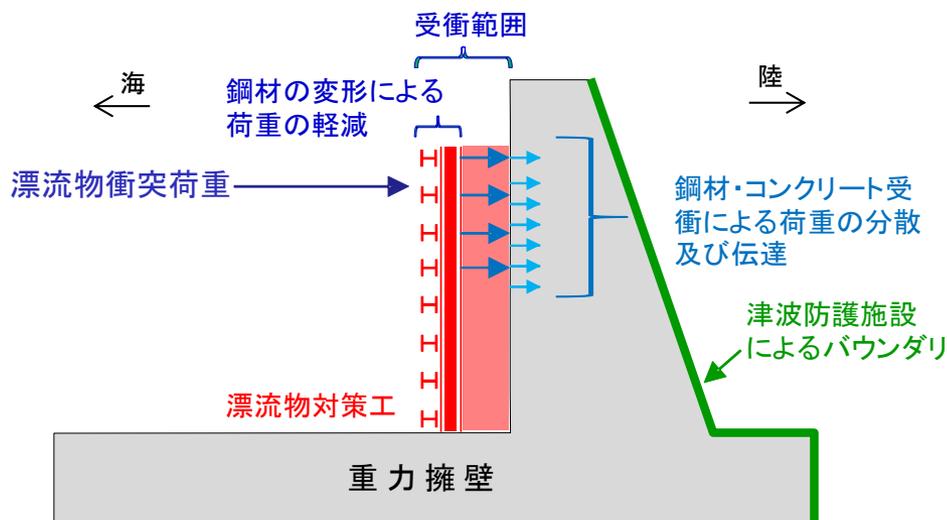
詳細設計段階における設計上の考慮

影響因子	詳細設計段階における設計上の考慮
対象漂流物	・対象漂流物のうち漁船については、基本とする設計条件に加え、島根原子力発電所周辺海域で操業する漁船の漁業法の制限等を踏まえた漁船の総トン数、操業区域及び航行の不確かさを考慮して、総トン数19トンの漁船を対象とする（58ページ参照）。
衝突速度	・衝突荷重算定に用いる衝突速度は、津波防護施設に対する直交方向の最大流速より設定する。日本海東縁部に想定される地震による津波では、最大流速（0.4m/s～9.0m/s）から最大値9.0m/sを抽出し、全線にわたり安全側に10.0m/sとする。なお、荷揚場周辺においては、遡上する津波の継続時間や流向等を考慮して11.9m/sを用いる。また、海域活断層から想定される地震による津波では、最大流速（0.1m/s～3.3m/s）から最大値3.3m/sを抽出し、全線にわたり安全側に4.0m/sとする（p52, 57参照）。
衝突位置（標高）	・衝突荷重が作用する位置は、津波防護施設全線において安全側に最大津波高さ（入力津波高さに高潮ハザードの裕度を加えた高さ含む）を用いる。なお、海域活断層から想定される地震による津波においては、入力津波高さ以深の防波壁の部位においても漂流物が衝突するものとして照査する。
荷重組合せ	・不確かさを考慮した漂流物についても、最大津波流速と津波高さを組合せて衝突荷重を算定する。 ・衝突荷重と津波荷重の最大荷重が同時に作用する組合せとする。

2. 4 詳細設計段階における漂流物衝突荷重の設定方針（2 / 6）

- 漂流物対策工を設置する場合は、漂流物衝突荷重を受け持つこと、又は漂流物衝突荷重を軽減・分散させること等が可能な構造とする。
- 漂流物対策工に期待する効果及び効果を発揮するためのメカニズムを以下に示しており、漂流物対策工は、漂流物衝突荷重を踏まえて、各部材を適切に組み合わせて漂流物対策工の仕様を決定する。

期待する効果	効果を発揮するためのメカニズム	部材（材質）
・漂流物の衝突荷重を軽減する。	・漂流物が衝突した際に、変形することにより衝突エネルギーを吸収する。	鋼材
・漂流物衝突荷重を受け持つ、又は分散して伝達する。	・漂流物対策工を構成する部材が、漂流物の衝突荷重を受衝することで、漂流物対策工のみで衝突荷重を受け持つ、又は漂流物対策工の構成部材により分散した荷重を背後の津波防護施設本体に伝達する。	鋼材 コンクリート
・漂流物衝突による津波防護施設の局所的な損傷を防止する。	・漂流物を漂流物対策工が受衝することで、津波防護施設まで到達・貫入しない。	鋼材 コンクリート



漂流物対策工における荷重図（例）

2. 4 詳細設計段階における漂流物衝突荷重の設定方針（3 / 6）

- 漂流物対策工の役割及び設計方針概要を以下に示す。
 - 津波防護施設本体の性能目標である「概ね弾性状態に留まること」を確保するため、漂流物対策工に前頁に記載の効果을期待することとし、漂流物対策工を津波防護施設の一部として位置づける。
 - 鋼材の性能目標として鋼材が破断しないこと、またコンクリートの性能目標としてコンクリート全体がせん断破壊しないこととする。
 - 検討ケースは、荷重の組合せを考慮し、以下のケースを実施する。

検討ケース	荷重の組合せ※
地震時	常時荷重 + 地震荷重
津波時	常時荷重 + 津波荷重 + 漂流物衝突荷重 (海域活断層から想定される地震による津波においては入力津波高さ以深の防波壁の部位においても漂流物が衝突するものとして照査を実施する。)
重畳時 (津波 + 余震時)	常時荷重 + 津波荷重 + 余震荷重 (海域活断層から想定される地震による津波が到達する防波壁（波返重力擁壁）のケーソン等については、海域活断層から想定される地震による津波に対する評価を実施する)

※自然現象による荷重（風荷重及び積雪荷重）は設備の設置状況、構造（形状）等の条件を含めて適切に組み合わせを考慮する

- 詳細設計段階において、津波防護施設本体の性能目標を維持できるよう、漂流物衝突荷重を踏まえて漂流物対策工の仕様を決定する。

2. 4 詳細設計段階における漂流物衝突荷重の設定方針（4 / 6）

- 漂流物衝突時の漂流物対策工の非線形性を考慮するために、3次元 F E Mモデルによる非線形構造解析等を実施する。
- 3次元 F E Mモデルによる漂流物衝突評価の適用性について、審査実績を有する先行サイト（伊方3号炉、美浜3号炉）における衝突評価との比較を行った結果、下表に示すとおり、解析手法及び衝突物の質量等に有意な差異はないことから、適用性があると判断する。

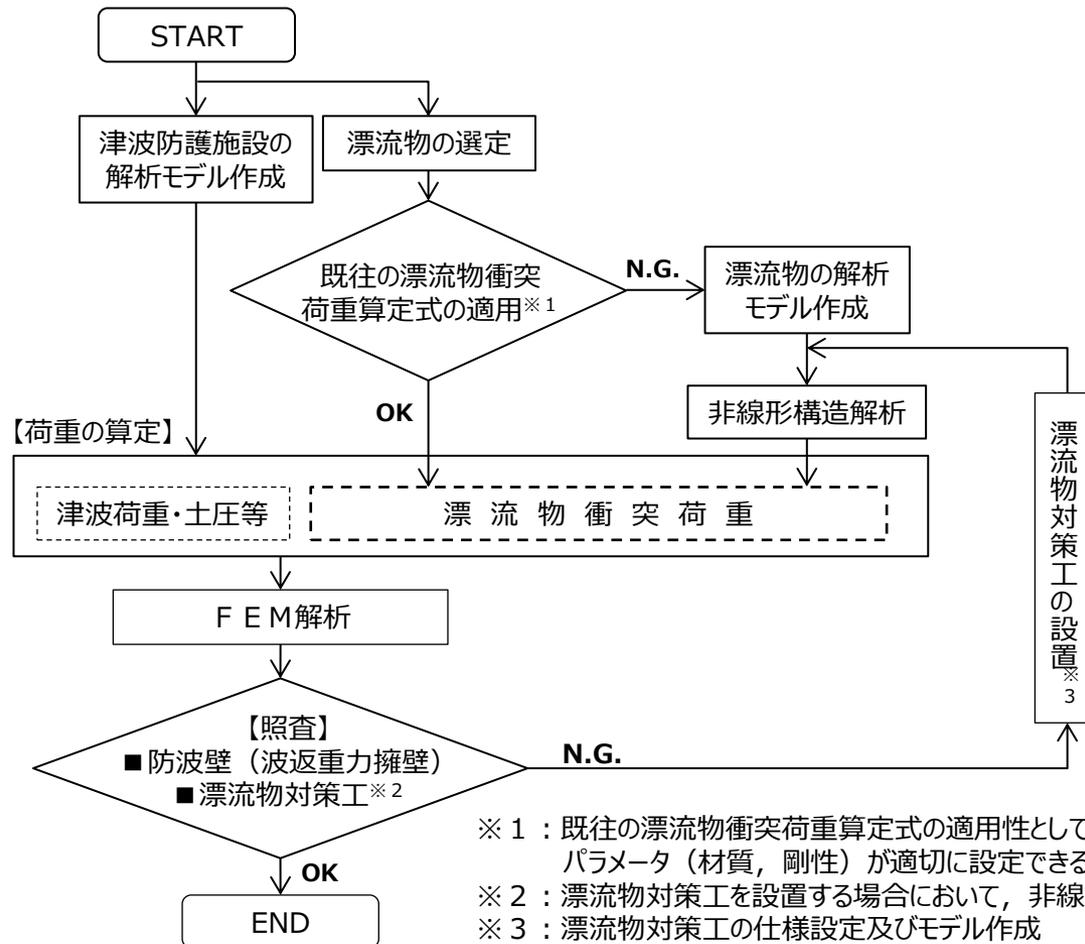
先行サイトとの比較結果

項目	島根2号炉 漂流物対策工	伊方3号炉 重油タンク	美浜3号炉 海水ポンプエリア 止水壁	先行サイトと島根2号炉との差異 及び島根2号炉への適用性	
				先行サイトと島根2号炉との差異	適用性
対象とする事象	津波時における漂流物衝突検討	竜巻時における飛来物衝突検討	地震時における移動式クレーンブーム折損による衝突検討	事象は異なるものの、衝突荷重による影響検討のため、差異はない。	○
解析手法	非線形構造解析	非線形構造解析 (LS-DYNA)	非線形構造解析 (LS-DYNA)	同様な解析手法を用いるため、差異はない。	○
被衝突物	津波防護施設及び漂流物対策工 (鋼製及びコンクリート)	重油タンク (鋼製)	止水壁架構 (鋼製)	被衝突物の材質が一部異なるものの、使用する解析手法は、鋼材だけでなくコンクリートにも適用性があることから、島根2号炉への適用性はあると判断する。	○
衝突物	船舶 (FRP)	鋼製材 (SS400)	クレーンブーム (WEL-TEN950RE)	衝突物の材質は異なるものの、使用する解析手法は、鋼材だけでなく樹脂にも適用性があることから、島根2号炉への適用性はあると判断する。	○
衝突物の質量	約30t	135kg	36.2t	審査実績を有する衝突物の質量の範囲内に収まっており、島根2号炉への適用性はあると判断する。	○
衝突物の速度	10m/s	57m/s, 38m/s	約30m/s	審査実績を有する衝突物の速度の範囲内に収まっており、島根2号炉への適用性はあると判断する。	○

※先行サイトの情報に係る記載内容については、会合資料等をもとに弊社の責任において独自に解釈したものです。

2. 4 詳細設計段階における漂流物衝突荷重の設定方針 (5 / 6)

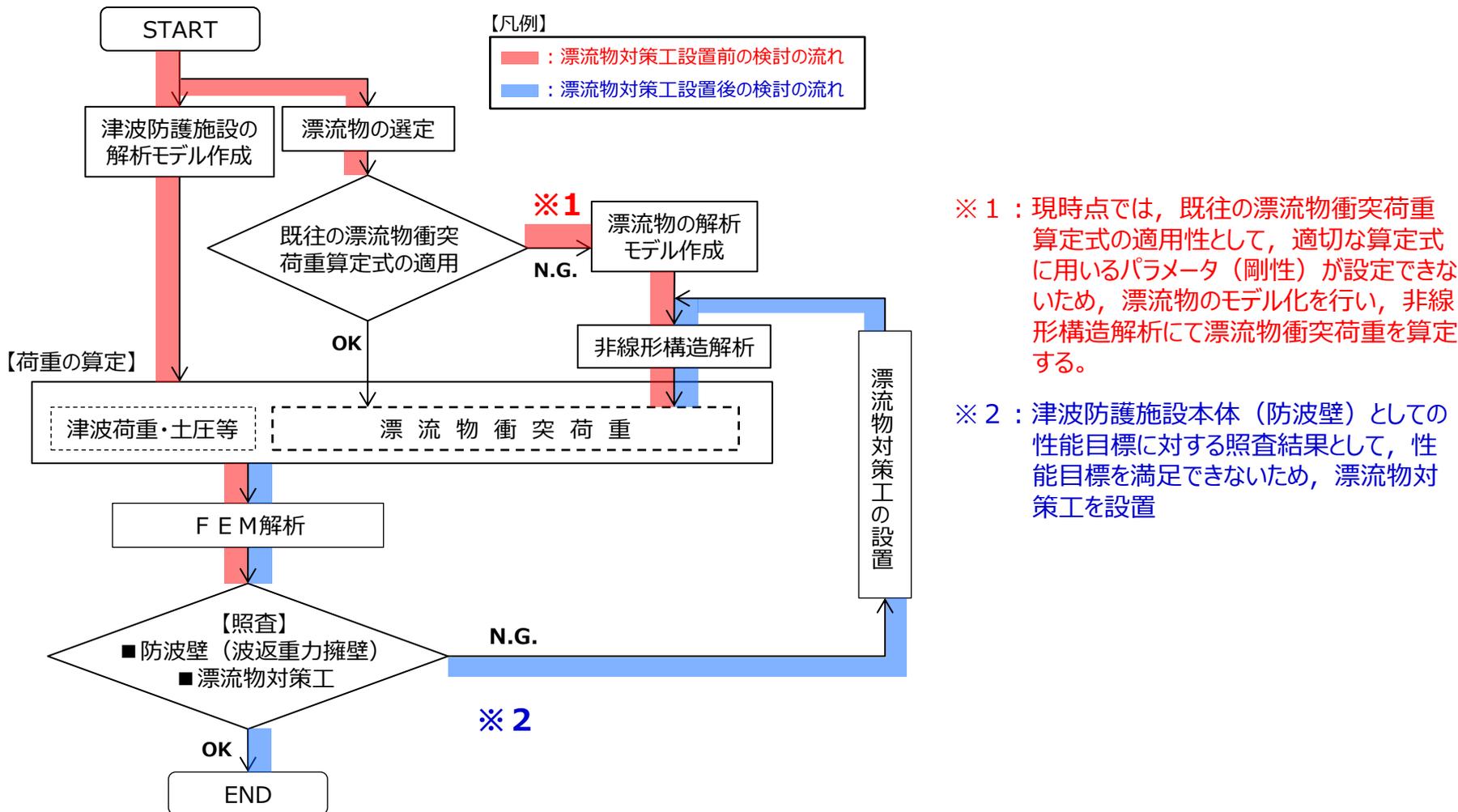
- 漂流物衝突荷重は、対象となる漂流物の位置・仕様及び必要に応じ対策等を踏まえて、既往の漂流物衝突荷重の算定式、又は非線形構造解析を適切に選定して算出し、津波時における静的解析により津波防護施設の照査を実施する。
- 津波防護施設（防波壁：波返重力擁壁）における津波時の検討フロー（例）を以下に示す。
- なお、漂流物対策工は、基準地震動 S_s に対して、構造強度を有することを確認する。



津波防護施設（防波壁：波返重力擁壁）における津波時の検討フロー（例）

2. 4 詳細設計段階における漂流物衝突荷重の設定方針（6 / 6）

■ 津波防護施設（防波壁:波返重力擁壁）における漂流物対策工の設計例として、**不確かさを考慮した総トン数19トンの漁船に対しては、漂流物対策工が必要となると考えており、検討の流れを以下に示す。**



（例）津波防護施設（防波壁:波返重力擁壁）における漂流物対策工に係る検討の流れ

2. 5 漂流物衝突荷重の設定方針のまとめ

- 津波防護施設の**評価において**、外海に面する津波防護施設に対しては作業船（総トン数10トン）及び漁船（総トン数10トン）を、輪谷湾内に面する津波防護施設に対しては、入力津波高さを考慮し、荷揚場設備（キャスク取扱収納庫約4.3t×2基）、作業船（総トン数10トン）及び漁船（総トン数3トン）を**基本とする設計条件として設定する対象漂流物とする**。
- なお、**対象漂流物のうち漁船については**、**基本とする設計条件に加え**、島根原子力発電所周辺海域で操業する漁船の漁業法の制限等を踏まえて漁船の総トン数、操業区域及び航行の不確かさを**考慮し**、総トン数19トンの漁船を**対象とする**。
- 日本海東縁部に想定される地震による津波の津波特性として、施設護岸港湾内及び港湾外の防波壁前面で最大流速9.0m/s(流向:南東・南)が確認されたことから、津波防護施設における津波による漂流物衝突荷重の評価には、安全側に流速10.0m/sを用いる。また、荷揚場周辺の遡上時に最大流速11.9m/sが確認されたことから、遡上する津波の継続時間や流向等を考慮し、最大流速が発生する荷揚場周辺の津波防護施設における漂流物衝突荷重の評価には、流速11.9m/sを用いる。
- 海域活断層から想定される地震による津波の津波特性として、施設護岸港湾内の防波壁前面で最大流速2.4m/s(流向:東・南東)、港湾外の防波壁前面で最大流速3.3m/s(流向:南西)となることを確認した。以上より、津波防護施設における津波による漂流物衝突荷重の評価には、安全側に流速4.0m/sを用いる。
- 漂流物衝突荷重について、道路橋示方書を含む既往の算定式とその根拠について整理した。漂流物衝突荷重は、詳細設計段階において、対象となる漂流物の位置・仕様及び必要に応じ対策等を踏まえて、既往の漂流物衝突荷重の算定式、又は非線形構造解析（漂流物衝突評価）にて算定し、津波時における静的解析により津波防護施設の照査を実施する。
- 漂流物衝突荷重の影響を踏まえ、津波防護施設の各部位の照査の結果、津波防護施設本体の性能目標を維持することを確認し、津波防護施設本体の性能目標を維持できない場合は漂流物対策を講じる。
- 津波防護施設における詳細設計段階では、漂流物衝突荷重の算定に当たり、漂流物衝突荷重の主な影響因子（対象漂流物、衝突速度、衝突位置、荷重組合せ）に対して、設計上の考慮を行う。
- 漂流物調査範囲内の人工構造物（漁船を含む）については、基準適合性維持の観点から**漂流物調査**を定期的（1回／定期事業者検査）に**実施するとともに**、津波防護施設への影響評価を実施し、必要に応じて対策を実施する。